

○瀬谷英行君 今回の鉄道設法の一部を改正します。
河守と福知山との間には、大正十二年以来北丹
鉄道——地方鉄道でございますが、営業をいたし
ております。この地方の発展に寄与してまいり
ました。ところが最近の自動車の発達によりまし
て、あるいはこの沿線の地方の過疎化によりまし
て、この河守—福知山間の北丹鉄道の営業成績が、
旅客、貨物ともにだんだんと減少をいたす状態と
なりました。他面人件費その他経費も非常に高く
なつてくるような状態で、施設を改修する費用に
もだんだん事欠くというような状態になりました
て、昭和四十六年以來この線路の営業を休止し、
だんだん利用者の方も分散いたしまして、やむな
く昭和四十九年に許可を受けて廃止に至つたもの
でござります。

私どもの手元にございます営業成績、旅客ある
いは貨物といったような資料がござりますけれど
も、これを見ましても、たとえばお客様の数、
二十八年には二十三万人、四十五年には十七万人、
だんだんと減つてきております。この路線が休止
いたしました以降のこの区間の地方交通は、主と
して現在はバスに頼つております。京都交通が
運行しております路線バスがこの区間を一日十数
往復だいましてあります。休止前のお客の数に
照らしまして、ただいま走つておりますバスの收
容能力は大体それをまかなえる状態であると理解
しております。

○政府委員(後藤茂也君) 営業係数について申しますと、私のいま持っております資料によりますと、昭和三十八年には一二五、休止直前の三年間を申しますと、昭和四十三年に二二七、四十四年には二〇一と、最後の年四十五年は五六一でござります。

○瀬谷英行君 この宮守線そのものが完成をした場合のメリットは一体国鉄の立場からすればどういうことになるのかですね。国鉄としては宮津と福知山の間を貫通させることによつて、この間に新しい沿線の開発なり、あるいはルートの変更によつて何らか得るところがあるのか。部分的にこの線だけを動かすということになれば大した収入にはなるまいという感じがするわけなんですかねども、宮守線そのものの価値が一体どんなものであるか、その点をお伺いしたいと思います。

○説明員(伊江朝雄君) やはり太平洋側、日本海側、非常に大きな背骨が通つておりますが、それを表裏といふ言葉は避けますけれども、太平洋側と日本海側との短絡路線はやはり多ければ多いほど地域交通の便になるというふうに私どもは存じております。したがいまして、この宮守線がずっと福知山まで通るということにいたしますと、やはり尼崎から真っすぐに短絡できるルートがもう一本ふえるということをございますので、まだ需要調査その他今後どうなるかは、検討はこれからでございますけれども、そういう路線によりまして宮津、舞鶴、あの観光地帯への直通ルートといふものが数がふえるという意味において活用度は十分出て来ているであろうと、かように考えております。

○瀬谷英行君 しかし実際問題として営業的に黒字線区になるという可能性はあるのかどうかですね、その点まだわからんきやしようがないですかねども、見通しとしてははどうなんですか。

○説明員(伊江朝雄君) この線だけを考えました場合には、先ほどの鉄監局長からのお話のとおり、やはり沿線の御利用というものはそう大してないものだと思います。しかし線路はこういう独立した

区間だけを見たんでは営業的な問題の検討としては狭義の検討になりますので、やはり線のつながった意義というものを考えなきゃならぬと思います。したがつて御質問に端的にお答えいたしましたらば、この線内だけの営業係数というものは、そう大きく期待はできないというふうに目下の予想では立てるわけでございます。

○瀬谷英行君 そうすると、私もこの辺の地理はよくわかりませんけれども、たとえば舞鶴線、宮津線を今まで経由をしなければならなかつたのが、宮守線を経由することによって、福知山から宮津までストレートに短絡することができる、そういう価値を宮守線が持つていると、このようないい認識に立つて、営業係数等の見通しはどうかくとして、有効な線区になり得るという一つの見通しに立っているのかどうか、その点をお伺いしたい。

○説明員(伊江朝雄君) そのとおりでございます。

○瀬谷英行君 そういう考え方方に立つならば、国鉄としてこの宮守線以外にもそんな方法を講じてしかるべき場所がたくさんあると思いますけれども、しかし国鉄自身が一般新聞に大々的に広告を出すように、財政再建の道がきわめて困難である、こういう事情にあるとすると、私は思うに、こういう部分的な線区を一々国会へ持ち出して、そして決めてもらわなければどうにもならぬといつたようなことが果たして妥当であるのかどうかという疑問が一つ出でてくるわけです。特に宮守線なんというのは二つ以上の府県にまたがつてゐるわけじゃなくて、京都府の中だけということになるわけでしよう。純然たるローカル線です。こういう妥当なのかどうか、これは根本的な問題なんですが、これは大臣にお伺いしたいと思うんです。日本全国のこの種のローカル線をこうやつてこういふ手続をとらなければならないといったような

と自体がかなり問題ではないかということになるわけなんですね。だから国鉄の経営の中でこの種のローカル線をこういう形でもつて決めていくといふことのよしあし、それから今後の問題として果たして収支償うかどうかもわからぬというようなこともあわせて、どのようにお考えになつておるのかお伺いしたいと思つんです。

○國務大臣(木村謙男君) 御承知のように鉄道敷設法では鉄道の持つ陸上交通における使命が非常に大きなものでありますだけに、新線建設につきましては法律で明定することになつてきておるわけでござりますが、いま瀬谷委員の御指摘のようには、その中には一県内に限定されるような非常に短い線の新線建設もあるわけでございます。そういうものにつきましては非常に複雑な手続を從来のようによることがどうかという問題、確かに私もあると思います。考え方としては瀬谷委員のおっしゃることがよくわかるわけでござります。今までそういう細かいものも厳密に国会でも御審議をいただくという方向できておりますけれども、これは敷設法等について根本的に考えます場合には、一つの大きな研究課題として検討の対象にいたしたいと思っております。

それから國鉄がいま大変な赤字を抱えまして再建問題にわれわれも取り組んで、国会の皆さんにもいろいろ御心配をいただいておるその中で、こういうふうな地方のローカル的な新線建設を、しかもそれが初めから國鉄の採算、經營に非常に役に立つということでもないと思われるものをやるということはどうかといふ御意見も確かにそれなりの意味は大いに私も感ずるわけでござりますが、しかし國鉄にはこういった公共のために、また地域の交通の利便のためにはつきりと黒字になるという、いわゆる採算ということを明確にできなくともやらなければならぬ使命も持つておるわけございまして、こういった官守線のごときも、官守線自体を建設しますときには北丹鉄道と接続をして、福知山まで出れるということであつたのですが、北丹鉄道が廢止になつたと云ふことは

で、その後追いをやつてやらなければこの線の使命の達成ができないというふうなことで、今回のような法案の提出になつたわけでございます。これはやはり国鉄の持ちます一つの大きな公共的使命の達成上やむを得ないやり方である、かように考えて、私たちも認めておるわけでございます。

○瀬谷英行君 まず北丹鉄道自身が河守と福知山の間だけを結んでおったんではあんまり意味がない鐵道だつたんじゃないかなという感じがするんですよ、十二キロしかないんですからね。そうすると、あるいはこれは北丹鉄道自身が河守までではなくて宮津まで、つまり宮守線そのものを北丹鉄道が考えていたのではないかなどという感じも持つんですけどもね。ただ問題は、こういう全くローカル的な、限定的な地域の鉄道まで国会で審議をするというならば、しゃくし定規に言つなら、もつと一々詳細に調査をしなければならぬということになつちやう。恐らく私がわからぬだけじゃなくして、この委員会でどなたも、福知山から河守、あるいは途中の大江山だとここのいう地域について、どんなところであるのか知っている方はないと思うんですね。けれども、知らないけれどもここでもつて審議をして議決をしていくという手続をとらなければならぬ。これは形式的になるわけですよ。

だから私は、むしろこんな問題は地方でもつて決められるようにしておいた方がいいんじゃないのか。端的に言うと、国鉄からこういうところは切り離してしまつて、そして地方自治体でもつて決めらるるように思つておるわけでございます。

○瀬谷英行君 この河守——福知山間の北丹鉄道は、そのまんま利用できる個所があるのかどうか。これは線路を敷くほどの価値がないと思えば線路を敷かないでバス路線をつくる、そして自動車交通で間に合わせる。あるいは線路を敷く方がいいということであれば複線にして電車でも走らせるということを考える。いずれにしても、こういう一つの県の中の問題なんですからね、しかもキロ数にしたってごくわずかなのです。そういう地

その地域でもつて持たせるということが合理的ではないかという気がするんですけれども、その点はどうですか。やはりあくまでも国鉄として責任を持つべきものであるというふうに判断をされるのか、制度上やむを得ないというふうにお考えなのか、その点はどうですか。

○國務大臣(木村睦男君) 先般、国鉄が三日にわたりて新聞で非常な大きな意見広告をやつたわけでございますが、あの反響が投書なりあるいは新聞の読者欄等にたくさん出でておりますが、その中で、やはりいま瀬谷委員の言われるような、こういうきわめて地方的なものは分離して地方公共団体なり何なりにやらしらいいじやないかという意見もかなりあるようでございます。恐らく国民的な感情からすればそういう意見も当然出てくると思うわけでございます。われわれもそういうふうな考え方があるといふことを否定するものではありません。しかし、この宮守線は、先ほど局長も申しておりますように、ただ単にあすこの十二キロですか、この区間だけの輸送ということではなくて、これがつながることによりまして関西経済中心都市と日本海、宮津方面との一番の短絡線になるということにやはり一番私はこの建設の意義がある、かように考えるものでございましてございません。しかしながら、この宮守線は、先ほど局長も申しておりますように、ただ単にあすこの十二キロですか、この区間だけの輸送ということではなくて、これがつながることによりまして新しく近代的な鉄道、近代的といふか、現在の技術で安全なりっぱな鉄道をつくるということは実際には余り考えられないと、このようになります。

○瀬谷英行君 かなり金かけなければできないということですね、結論的に言つたままであります。

そこで、この間の新聞広告で国鉄がこういう主張をしていますね。「三十九年から四十八年までの赤字額は幹線系線区で四、一九三億円 地方交通線一二一七三億円」つまり「十年間の赤字額の四分の三は、七%の仕事量しかない地方交通線から出ているのです」と、こういうことを訴えてい

将来、ただいま御審議いただいております、国鉄の路線としての福知山——河守間というものに新しい路線を選定いたしますのに、今後とも技術的な検討にまたなければなりませんけれども、ただいまの見通しといたしましては、従来の北丹鉄道が使っておりました路線をそのまま使うのは技術的に困難であるというよう承知しております。もちろんこの北丹鉄道は、先ほど御説明申し上げましたように、四十五年以來休止していまに至つておりまして、経営者である会社そのものは現在解散しております。したがいまして、北丹鉄道の財産を何人かが譲り受けたその路線を經營する、新しい近代的な鉄道、近代的といふか、現在の技術で安全なりっぱな鉄道をつくるということは実際には余り考えられないと、このようになります。

○瀬谷英行君 かなり金かけなければできないということですね、結論的に言つたままであります。

そこで、この間の新聞広告で国鉄がこういう主張をしていますね。「三十九年から四十八年までの赤字額は幹線系線区で四、一九三億円 地方交通線一二一七三億円」つまり「十年間の赤字額の四分の三は、七%の仕事量しかない地方交通線から出ているのです」と、こういうことを訴えてい

ます。

そうすると、国鉄のねらいとして、できれば運賃を倍に上げてもらいたいということを主張しておりますけれども、現在のようないシスティムの中で運賃を倍増にしてみたところ、こういう地方交通線というものを抱えておつてそして経営を続けていくという限りにおいては、いつまでたつたって国鉄自体の經營改善といふ問題は解決できないんじゃないかと、こういう疑問があるわけですね。それと、この種の地方交通線を抱えて運賃をふやしていく、運賃を上げていくことは、不合理な運賃形態を日本国じゅうに同じようにつくっていくという形にもなるんじゃないかという疑問があるわけですね。だから、むしろこの地方交通線というものを国鉄から切り離して、そして

第一、問題が起きてきた場合、仮にこの宮守線ができ上がつた、でき上がつたけれども宮守線の極端な話が、こういう山の中、山の中と言つちや失礼かもしれないけれども、大江山なんという山の中から東京の国鉄本社まで、あるいは運輸省まで陳情しなければ事は解決しないなんということは私は不合理だと思うんです。だからそういう意味からすると、どうしても地方交通線というものを、国鉄の經營の中から切り離すということは、これは必要なことではないかという気がするわけですね。その点大臣としてはどのようにお考えにならでしようか。

○國務大臣(木村睦男君) 国鉄の經營ということだけから考えますと、赤字線は全部やめりやそれでいいわけですが、しかし、そういう乱暴なことはできないわけでございます。そうしまして今度は、やめることができない地方のこういった線の經營を地方公共団体に任せたらいいです。だから考えますと、赤字線は全部やめりやされないわけですが、しかし、そういう乱暴なことはできないわけでございます。そうしまして今度は、やめることができない地方のこういった線の經營を地方公共団体に任せたらいいです。だから考えますと、赤字線は全部やめりやされないわけですが、しかし、乱される方がやはりその気になつてくれなければいけませんし、引き受けける方にいたしましては、国鉄だから他の黒字線もあつてまだやつていいんですけれども、これだけを単独に預かっていきますというと、明らかに将来に向かって非常な負担を地方が背負わなければならぬ。それを地方だけに背負わすこと非常に不合理であり、また負担が大き過ぎるかが非常に不合理であり、また負担が大き過ぎるから、国がめんどうを見るということになりますと、ますますその負担はふえてくるといつぶつしたこと

もござりますので、その辺は将来そういう点も考えていかなければいけないと思います。

国鉄の再建案をいまわれわれ検討をいたしておられますけれども、こういった線区を地方に移譲すべきであるかどうかというふうなことも、検討の一つの対象にはして議論をしなければならぬと思つておりますけれども、いまにわかにおつしやるような結論を出して、そのとおりに処理すると、いうことは、いろいろ困難な問題が伴うように私は感ぜられるのでございますが、将来のことを考えましたときに、地方でも引き受けたりたいといふふうに両方の意思が合致するような線区でありますれば、これはまたこれとして考える必要が十分あるように私は考えております。

○瀬谷英行君 私が分離ということを言つたのは運賃の問題があるわけですね。いま国鉄が日本国じゅうをおしなべて一キロ当たり五円幾らで運賃を決めておる、ところが地方へいくと、バスなんかの場合、北丹鉄道の後に営業しているバス会社がどのぐらいの運賃を取つておるかわかりませんが、恐らくキロ当たり五円幾らじゃないと思うんですよ、これはキロ当たり仮に十円以上であつたとすると、国鉄ができる、そこへ国鉄の運賃でもつて列車が走る。そうすると並行するバスがそのまま三倍もの運賃を取つておると、今度はバス会社がつぶれてしまうでしょう。そういう問題が今度出てくる。

そうすると、それは日本全国じゅうどこでも同じ運賃でやれば、その方が民主的だという理由もあるかも知れないけれども、地方には地方のやむを得ない事情というものがあるんだから、これ一律に日本全国を同じ運賃でもつて決めるということが妥当かどうかという問題もあわせて考える必要があると思うんです。これは国鉄という枠の中にはめておけば、それは九州であろうと北海道であろうと、一日何本も走らないところであろうと、同じ貨率でやらざるを得ないでしようけど、しかし、そんなことをする必要のない個所だって私はあると思うんです。国鉄としては一体この運賃体

系、これでローカル線も幹線も、特急の走つているところもそうでないところも、同じにしていくということに無理はないのかどうか。これは国鉄

の立場から見解を聞きたいと思うんですがね。

○説明員(伊江朝雄君) 非常に現行運賃体系についての根本的な重要な問題だというふうに伺いましたが、御承知のとおり、やはり全国にネットいだしておられます関係上、どこから乗りましても、どこへ行きましても、その負担は同じだという原則が国有鉄道の運賃の体系の一一番根本的な問題でございます。したがいまして、このローカル線のみを別途運賃にしてはどうかという御質問の背景は、そういうことが一つあるかと思います。

もう一つは全国の一連運賃のあり方についての検討は、ローカル線の問題含めて検討したらどうかというふうな御指摘も、御質問の背景にあるかと存じます。実は昭和三十五年に鹿児島の方の指宿—枕崎線の建設に当たりまして、その当時この線路につきまして特別運賃を施行したことがござります。また能登線の場合はおきましたが、なかなかむずかしいかもしれないけれども、こうやって問題を提起しているんですからね、新聞一ページ大の問題提起を。泣き言だけ言つて後どうするか勝手にしやがれというんじゃ、これダメだと思ふことだけがございまして、事務的な話で恐縮でござりますけれども、別途運賃というものは、やはり現行法律の体系からは一律でござりますのでできませんので、その運賃の計算の基礎になります

○瀬谷英行君 まあ国鉄の立場からすれば、なかなかむずかしいかもしれないけれども、こうやって問題を提起しているんですからね、新聞一ページ大の問題提起を。泣き言だけ言つて後どうするか勝手にしやがれというんじゃ、これダメだと思ふことだけがございまして、事務的な話で恐縮でござりますけれども、別途運賃というものは、やはり現行法律の体系からは一律でござりますので

○國務大臣(木村睦男君) 先ほども御答弁申し上げましたように、これだけの短い線区について、これほどの複雑な手続を経てやるやうな手續を決める

ことは、

実態調査をやつて、そして公聴会を開いて決めなきやならぬということになつたら、とつてもやり切れるもんぢやないんです。そういうことを国会はやらないだけの話だ。だからこの国鉄の問題は大きな問題でござりますので、やはり国有鉄道の今後のあり方はどうすべきかという大きな問題にかかる性質のものでござりますので、十分に運輸省の御指導をいただきながら、やっぱり検討しなけりやならぬ問題だと存じますが、これ以上のことばは答弁申し上げる段階でございませんので、お許しをいただきたいと思います。

○瀬谷英行君 まあ国鉄の立場からすれば、なか

なかむずかしいかもしれないけれども、こうやつて問題を提起しているんですからね、新聞一ページ大の問題提起を。泣き言だけ言つて後どうするか勝手にしやがれというんじゃ、これダメだと思ふことだけがございまして、事務的な話で恐縮でござりますけれども、別途運賃というものは、やはり現行法律の体系からは一律でござりますのでできませんので、その運賃の計算の基礎になります

○國務大臣(木村睦男君) 先ほども御答弁申し上げましたように、これだけの短い線区について、これほどの複雑な手續を経てやるやうな手續を決める

ことは、いろんな意味から考えてまことに

むだであるという意味の御意見でござりますが、

私が行政の立場に立つてみまして、やはりそつ

う感じがするんです。したがつて先ほど申し上げましたように、現行法のとではそれをやらざる

を得ないことになつておりますので、この敷設法

について改正を考えますときには、そういう点も十分私は検討の対象にしてやつていただきたいと思います。

それから運賃を地域的な差をつけるという

問題もあわせてのお話のようでござりますが、

いまのは一律に運賃というものを取つておりますが、私は細かく刻んで細かい配慮をしていけ

ば、やはりその地帯地帯に応じた運賃の方が実情に合うということはよくわかります。しかしながら、運賃というものが原価を償つという一つの原則のほかに、やはり社会的に見て負担力に相応する運賃ということも考えなければならない。そ

うすると、いまの国鉄の現状からいたしますという

と、地域的な運賃差を設けるということになりま

すと、やや黒字的な経営ができるのが大都会

を中心とした地域でございます。そこいらは一般

測の路線の営業キロよりも延ばして、そうして運賃をたくさん、たくさんと申しますか運賃を、つまり現在の営業線から比べて二倍あるいは三倍といふふうに旅客、貨物それぞれに、現在の本当の実測の路線の営業キロよりも延ばして、そうして運賃をいたいたことがござります。

現にこのわざかな十何キロの線区の問題を、何にも実態をほとんど知らないままに、ここで取り上げて一応形式的に決めるといった、そのことを現にやつておるわけです。そんなことを果たしてすることいいと思うのかどうかという問題から検討していく必要があると思うんです。しかし、この問題を現にやつておるわけです。そんなことをする必要のない個所だって私はいると思います。したがいまして、現行運賃体系をそのままにした場合の営業キロを歩増しにした運賃の取

り方は道としてはござりますけれども、やはり運賃体系全般の立場からは非常に不合理な一地域的な負担をお願いするというかこうになりまして、現体では非常に矛盾があるということに現在はなつております。したがいまして、今後これは大きな問題でござりますので、やはり国有鉄道の今後のあり方はどうすべきかという大きな問題にかかる性質のものでござりますので、十分に運輸省の御指導をいただきながら、やっぱり検討しなけりやならぬ問題だと存じますが、これ以上の今後の方はどうすべきかという大きな問題にかかる性質のものでござりますので、十分に運輸省の御指導をいただきながら、やっぱり検討しなけりやならぬ問題だと存じますが、これ以上のことばは答弁申し上げる段階でございませんので、お許しをいただきたいと思います。

○瀬谷英行君 まあ国鉄の立場からすれば、なか

なかむずかしいかもしれないけれども、こうやつて問題を提起しているんですからね、新聞一ページ大の問題提起を。泣き言だけ言つて後どうするか勝手にしやがれというんじゃ、これダメだと思ふことだけがございまして、事務的な話で恐縮でござりますけれども、別途運賃というものは、やはり現行法律の体系からは一律でござりますのでできませんので、その運賃の計算の基礎になります

○國務大臣(木村睦男君) 先ほども御答弁申し上げましたように、これだけの短い線区について、これほどの複雑な手續を経てやるやうな手續を決める

ことは、いろんな意味から考えてまことに

むだであるという意味の御意見でござりますが、

私が行政の立場に立つてみまして、やはりそつ

う感じがするんです。したがつて先ほど申し上げ

ましたように、現行法のとではそれをやらざる

を得ないことになつておりますので、この敷設法

について改正を考えますときには、そういう点も十分私は検討の対象にしてやつていただきたいと思います。

それから運賃を地域的な差をつけるという

問題もあわせてのお話のようでござりますが、

いまのは一律に運賃というものを取つておりますが、私は細かく刻んで細かい配慮をしていけ

ば、やはりその地帯地帯に応じた運賃の方が実情に合うということはよくわかります。しかしながら、運賃というものが原価を償つという一つの原

則のほかに、やはり社会的に見て負担力に相応する運賃ということも考えなければならない。そ

うすると、いまの国鉄の現状からいたしますとい

うと、地域的な運賃差を設けるということになりま

すと、やや黒字的な経営ができるのが大都会

を中心とした地域でございます。そこいらは一般

の地域はやはり過疎地域が多いんでござりますので、そこらを利用する地域の国民の生活の水準は都会に比べると低い。ところが経営の面から言いますというと、赤字の多いところはそういうところでござりますから、負担力の弱いところに高い運賃を持っていき、負担力の比較的いい方へ安い運賃というような、こういう矛盾も出てきますので、「これはやはり政治としては非常な問題である。そういうことも地域差をつけるということに問題がある」と思います。

それからいまのよつておがてには、国鉄の運賃を倍に倍に上げたところでどうにもならぬじやないかという御意見でござりますが、いまその点で再建築の中であれわれも勉強いたしております。いままで私たちが勉強をしておりまして感じておることは、本当に現在の運賃が倍に上げられることができますれば、私は国鉄の経営改善ということはできるのではないか、そういう感じを持つております。それは現在の国鉄の赤字の状況、運賃収入の状況、経営費の状況、そういうものをあれこれ検討してみますと、いまの運賃が倍になれば全体それでいいけるのではないか、国会に対してもそれでやつていけますと言い得るのではないかと、まだきょうの席では断言できませんが、そこまではいまの運賃を倍に上げることによってでき得き私る自信がつくような気がいたしておることを申上げておきます。

○瀬谷英行君　今までの運賃値上げは、これだけ上げてもらえは何とかなりますということ、実際にやつてみると、もう間に合わないのですよ。だからいま大臣は倍にしてもらえば何とかなると思いますと言つたって、倍にしてみて黒字して来年、再来年に思惑どおりにいくかどうかこれは疑問だと思うのです。一つの矛盾は独立採算制でもつてやつていけということであれば、どうしたつて独立採算制の枠の中で考へる以外にならぬことはあります。

第一、経済の原則というのは、これはよけいなれば安くなるというのが経済の原則ですよ、これが

これは商品の場合ですね。国鉄の場合だってたくさんの乗れば運賃を安くして済むということになるわけですよ、これは独立採算制というたてまえでいい。ならば、それはもう収益のじやんじやん上がるところの運賃も同じにするということはおかしいということになる。逆に利用者のことを考えて、過疎地域の人にも同じ負担をかけるのだと、貨率を同じにするのだという考え方に対しては、政府でそれなりの援助をしてやらなければやつていけないということになるでしょう。これは当然でしょう、これは赤字が出るというのははつきりしているのだから。

ところがそういう援助はやらないで、そういう援助は全然考えずにやつていくということになれば赤字はどんどんふえるばかりです。だから独立採算制といつことをあくまでも堅持をするということであれば、私は運賃だって地域によって変えざるを得ない、こういう考え方になるわけですね。それがいけないのだ、あくまでも一キロ五円なり十円なり決めた金額で日本全国じゅう走らせるということであるならば、ローカル線について、どんな操作をしたって黒字になりっこないような額区については、それ相應の財政的な負担というものを別途政府の方で考える。税金の方から回していくと、いうこの新聞広告の言い方だところなるのですけれどもね。税金の方から回していくというやり方をとらざるを得ないでしよう。そういう点、どちらかに踏ん切らなければ国鉄経営の問題は解決できないのじやないかという気がするのですよ。いまのところ中途半端なんですよね。だからその中途半端なままでは事は片づくまいと思います。本当に国鉄の問題を、これだけの大きなスペースを割いて問題を提起した以上、どうするかということについて明らかに決着をつけるという必要がある

○國務大臣(木村睦男君) いまでも運賃収入とうものが国鉄の経費に對して約七〇%程度の寄与率しかないわけでござります。残りの経費の三〇%分はやはり政府なり、あるいは国鉄の企業勢力もありますが、そういう面でともかく運賃以外の方法で、政府も一枚加わつて国鉄の収支が成り立つてゐる。これを考え方を別にしますと、その収入が経費まで達しないその部分は、やはりそういう赤字路線があるので、そこには経費は同じようになりますが、収入の方が多いといふことでござりますので、その収入でカバーできない経費の三〇%分を政府がある程度めんどう見ておるということは、赤字闊歩路線のめんどうを見ておるという言い方でもできるわけです。ただそれを具体的に線区に切つて、そつとしてこの線区についてはこれだけ政府がめんどうを見るという行き方でいいとか、いまの国鉄の経営の全体を見たときに、全般的にそういうふうな政府の援助の仕方でカバーをしていくかということの私は違ひであろうかと思つておるのでござります。

そこで、いずれにいたしましても、今回の再建築を考えます場合に、国鉄の持つております使命は、企業性と同時に公共性を持つておるわけでござります。その公共性を發揮する限りにおきましては、全額運賃でこれを賄うということは筋の通らない点もござります。そこで問題は、ただ行き当たればつたりに赤字が出たからこれを政府がどうめんどうを見るか、国鉄は企業努力をどうするかという從来の行き方でなしに、国鉄の公共性にも目をつけて、一体その国鉄が経営をやつしていくために、国ほどの程度これに対し手をかすべきであるかということを、何らかの理論的な根拠に基づくペーセンテージを出すことはできないかと、いうことを、これは政策的な立場もございましてよし、ただ単に数学的な問題でもございませんが、両者を含めまして検討をして、できることであれれば国民の納得できるような結果で国鉄の経営については国はこの程度きちんと今後もめんどう見る

情勢に従つてスライドするならするようになります。○瀬谷英行君 まず私は、官守線だけの問題を考えれば大して論議をする問題はないんですけども、この官守線の問題から考えなきやならないのは、鉄道敷設法そのものも考え直す時期に来ているんじゃないかという気がするわけです。地域、地域でもつて地元の要望があるというと、ここにも新線をつくってくれ、あそこにも新線をつくってくれ、その地元のしかるべき政治家の点数がせぎのために、そんな線区がやたらときて、そしてそれが国鉄の負担になつていくということであれば、これは幾ら新聞広告をたくさん金かけて出してみたって迫りつくものじゃないですよ。そういう点を再検討する必要があるんじゃないのか。それから、やらなければならないにもかかわらず、赤字国鉄の枠の中にあるためにどうにもならないという線区だってたくさんあるわけですよ。これだつて私は矛盾していると思うんです。そういう点は根本問題として考え方ないと、部分的に鐵道敷設法の一部改正なんというのをちびちびやつておつたんでは、私は大きな目で見た場合に、国鉄がその使命を十分に達成できることになるのかどうか疑問が出てくると思うんです。そこまで考えるべきだと思うんです。この官守線にしたところで、この大江山とかいうところを走つて、酒類童子が出てくるような場所なんですかね、これは私は黒字になるという可能性はないと思うんですけど、絶対に。絶対に黒字になる可能性のないところに相当の投資をして、そしてこうやってどんどんと新線をつくっていく。これは官守線で一つの例ができるれば、どこだつてこういうことをやりたいところはたくさんありますよ。それが減る可能性がなくてふえる一方だ、公共性という大義名分が立てば減らすところなんかありやしませんですね。そうするとふえる一方でしょう。国鉄の負担はますますこれまたふえる一方だ。それを総体的

に大きっぽく運賃を倍にしてくれといったようなことでもってやつていくということは、どうもやり方として正しくないような気がする。

その点は一地方の問題として片づけるんじやなくて、日本の交通体系の中で考えなきゃいかぬことではないかと思う。新線の建設の必要性等についても、これは過密過疎という問題とも絡んでるわけです。そういう問題と日本の交通網、交通政策全体を考えて、鉄道の新線建設にしても何にしても考えなきやならぬ時期に來てるんじやないか。という気がいたしますから、その点について、大臣として具体的に検討をする必要性というものをお考えになつてるとすれば、具体的にはこれからどのようにしらいいとお考えになつてるとか、その点をお伺

それから赤字を続けておる国鉄が、なお赤字のふえると思われる新線建設をどんどんやっていくということの御指摘でござりますが、やはり公共性ということを使命としておる面から考えますと、地元のいろんな新線建設に対する要望というのも、私は国鉄が国の機関であるだけに無視するわけにはいかないと思います。ことに最近のエネルギー資源の節約という立場から考えますと、陸上交通輸送の中で、むしろだんだんまた鉄道に対する要請が強く出てくるんではないかというふうな背景もこれからだんだん色濃く出てくるような感じもいたします。そういうことも踏まえて考えなければなりません。

それからいたずらに政治家の陳情によつて新線

(國務大臣(木村謙吾君) 鉄道敷設法の改正の問題でござりますが、この点は確かに瀬谷委員のおっしゃるところに私も意見を同じくしております。まあ敷設法も古うございまし、明治時代から別表に載りながら将来にわたっても建設の予定もないようなものも入っておりますから、いずれこれは改正をしなければいけません。そのときにはいまの御意見を十分私は考慮して改正と取り組みたいと思っております。

り方として正しくないような気がする。この点は一地方の問題として片づけるんじやなくて、日本の交通体系の中での考え方やいかぬところではないかと思う。新線の建設の必要性等についても、これは過密過疎という問題とも絡んでるわけです。そういう問題と日本の交通網、交通政策全体を考え、鉄道の新線建設にしても何にしても考えなきやならぬ時期に来てるんじやないかという気がいたしますから、その点について、大臣として具体的に検討をする必要性というものをお考えになつてるとすれば、具体的にはこれからどのようにしてらいいとお考えになつてるとか、その点をお伺いして私の質問は終わりたいと思います。

午前十一時二十九分休憩

わけでござりますので、それらの点も踏まえまして、今後の国鉄再建の中はどういうふうにこれを踏んまえて処理していくかということを研究し、また結論を出していきたいと思っております。
○委員長宮崎正義君) ほかに御発言もないようですから、質疑は終局したものと認めます。
なお、討論、採決は後刻行うことといたします。
午後一時から再開することとし、休憩をいたしました。

をつくるということはよく言われることでござりますが、まあ政治家が先頭に立って大いに陳情するということとは、やっぱりその背後にその地域から非常な強い要望があるから言っておるんで、政治家が独断で一人歩きをしておるわけでもありますので、その点も非常に判断の上じやむずかしいところもあるわけでございます。やはり地元の意向というものを十分くみ取つて、そして反面におきましては、やはり広く陸上交通路全体の系統についても考えて判断をしなければなりませんが、そういう判断のもとで新線建設というもののこれからも進めていかなければならぬ。ただ、だんだん過疎化現象が進んでおりますので、これよりまことに問題として出てくる可能性もある

間等もござりますし、また事態の緊急性、そういうものを考慮いたしまして各党で一致を見たわけでございます。したがつて衆議院運輸委員会の提案というものは、そうした緊急性を各党の皆様方に御認識いただいた上に立つたわけでございま

も)さいますように、最近の船舶交通事情は、交通量の増大、それから船舶の大型化等により著しく変化いたしております。そうした点を踏まえまして、特に東京湾などは、先生も御指摘のとおり、船舶交通のふくそうが大変な事態になつておることは御承知のとおりでございます。こうした海域の安全確保のために、ぜひ水先法をいま御指摘のありましたよつに改正しようと、こういうようなことで、手続に必要な準備期

まず質問の一点は、わが国の沿岸における船舶交通事情の急速な変化に対応する総合的な海上安全対策の推進については、各方面で早くから呼ばれておった問題であります。そこで今回の水法一部改正は、その対策の一環として出されたものと理解いたします。この種の改正案は行政の責任として、政府提出の形で出されてくることが通例でありましたが、今回は衆議院運輸委員会の発議で提出されたわけであります。それは原則的に私どもも、これはむしろ遅きに失する、こういう感の上に立っておりますので、その背景といいますか、簡潔にひとつお答えをいただきたい、こう思うのであります。

○衆議院議員(木部佳昭君) お答え申し上げま

す。私は七十一通常国会の時点で、当時新谷運輸大臣でありましたが、港湾法の一部改正の中で、改正の要目はもうすでに皆さん御承知のとおり、やはり港湾並びに区域周辺の環境の整備、それから浮遊物、沈船等も含めて、それらの処理であるとか、港湾の保全、安全といったような問題を主軸として、ずいぶん港湾法が長い間、一部改正といふそういう経緯をたどっておりますけれども、これが七十一通常国会で改正されておるわけあります。私はそういう時点で、この水先法のことを頭の中に浮かべつつ、これは行政当局においてもしきこなは衆議院の発議に待つまでもなく、やはり提案されかかるべきで、遅きに失するのだと、そういう感覚を持つておるわけであ

う方向の流れの中でやりますので、どうぞお帰りになつて結構だと思います。

それでは運輸関係当局の方々に、一応私も勉強するという、そういう方向づけの中で、やはり参議院の独自性の中で、この水先法が成立をしますればひとり歩きをするわけでありますから、そういうものを補強補完する意味で、行政の面でもしっかりとやってもらいたいのだと、そういう意見の上に立つて若干の質問をいたしますわけでありま

になつたかどうか、そういう点をひとつお伺いしておきたいと、こう思つのです。

○衆議院議員(木部佳昭君) いま先生御指摘のように、そうしたいいろいろな团体や協会や、また組合の方々等とも十二分に意見を聽取したいというようなことも、もちろん考えないわけではございませんでしたけれども、御承知のとおり会期もだんだん切迫いたしておりますので、各党でそれぞれの立場で慎重な御審議をいただいたと、こういう事態でござります。

○杉山善太郎君 大変お忙しいような立場にお見えになると思います。本会議もあるということを承つておりますので、まあ強いて時間かせぎを委員長にすることは恐縮でありますので、あとは関係省庁の当局者に一応、今後のこともありますので、質問は限られた時間の範囲を短縮するとい

ります。

そこでお尋ねいたしますが、昭和五十年四月三十日付で運輸大臣に對し、海上安全船員教育審議

前文には、「現在、わが国沿岸における船舶交通の状況にかんがみ、海上交通安全全対策のあり方が問われているところであるが、海上交通の安全を確保するためには、水先を強制することだけではなく、総合的に推進することが必要であるので、政府の格別の配慮を要望する。」と、こうあるわけであります。したがいまして、この答申の前文をどうい

備が必要であるところにつきましては、極力これ開発保全航路に指定いたしまして事業を実施するということに努めております。さらに、たゞございまはこれはまだ実現まではいっていないんでござりますけれども、東京湾のような過密化の著しい地域の中には、できるだけ、たとえば油のようないのが入っていかないような形で、可能な限り湾外にシーバース等設けまして大型船をその中に入れないというよ^うな策を進めるべきであると考えのものと、その調査等を実施しているのが現状でございます。もつと大きく考えますと、たとえば東京湾や大阪湾の港湾の機能のようなものと、むしろ外部、外の方へ持つていくといふような政策も今後は展開していくかなければいけないのではないか^うように考えております。

○杉山善太郎君 現在、東京湾は非常にふくそうする大小の船舶でパンク寸前であると、これはまさにそのとおりだというふうに外側から見ても主体的に見てもそうだと思います。最近においても、これは申し上げることがもうすでに蛇足でもありますけれども、第十雄洋丸とりべリア船との衝突、爆発、火災、死傷事故。栄光丸の座礁、重油の流出事故など災害が大型化してきているわけです。

安全の問題は、港湾の整備とか、あるいは航路を整備していく点の最も重要な政策的課題の一つであるという強い認識の上に立って整備を進めているところでございます。一つの問題といたしまして、個々の港湾につきましては、できるだけそこの港湾の内部におけるところの航路の拡幅の問題とか、あるいは泊地を増大していく、あるいは防波堤を延長したり、かさ上げをしていくというような点に力を注いでいるところでございます。また沿岸に船舶が航行する場合に、しけの際に避難をしなくてはいけないということにつきましては、避難港の整備を順次進めているというのが現在の状態でございます。

そのほか、せんだつでの港湾法の一部改正におきまして、開発保全航路というものを指定いたしまして、航路を整備していく、航路の障害物の撤去や航路線形の改良、あるいは拡幅、増深などの整

したがつて、これは海の上だけではなくて、沿工業地帯の大災害にも結びつく危険を伴った大惨事の前状況下にある。それは全然そういうことはないのだという保証はどこにもないわけであります。したがいまして、大惨事を起こしてからではもう遅いのです。したがつて強制的な程度の対策では大惨事は防止できない。たゞ巨大船の建造禁止あるいは入港の禁止であるとか、あるいは大型タンカー、それからLNG船、危険物積載船であるとかの入出港規制などの強力な対策を立てる必要があると思うのです。また大港や瀬戸内海などでもこれに準じた強力な規制が必要だと思うのです。こういうものにならぬ展望の中で意図的に意識しておられるかどうか。

水先法の一部改正があつたから、これでいいんだ
といったような問題のとらえ方をしておられる
か。

私は実はこの港湾法の一部改正の時点のときに、まだ環境の整備という形で、道路とか緑とか植えるとか浮遊物を処理するとか、そういうようやかな問題だけいかぬ、これは安全、保全といつも問題が主軸になければ、港湾法改正の根本的な意義がないのだということをかなり新谷運輸大臣とりをした。それから大分時間の流れがありましたが、それでも、いま思い出して、やっぱりこれは間違っていたとしても、たとえば戦争の傷跡な門海峡にいたしましても、

機雷等も、相當な技術が進んだ方向がありましても、いま畢竟は受けておる佐渡海峡にいたしましても、いま元が違いますけれども、そういうようなものをつけとて、そういう配慮があつて、とにかく水先生がきょう議決されればひとり歩きするわけでありますから、やつた限りは、どこから見ても、これは一つの前進である、進歩であったというよくな方向へこれを前進していきたいという願望を早く持つておるがゆえに、いま申し上げたような話を聞くわけであります。

○政府委員(隅健三君)　海上保安庁をいたしまして、交通環境の整備あるいは航行規制についてすでに前からいろいろと施策を講じたところでございます。先生御存じのように、四十七年の七月三日に海上交通安全法が公布されまして、四年七月一日から施行されております。もうすぐ二年になるわけでございます。ただ残念ながら先生御指摘のとおり、中ノ瀬航路におきましては第十洋丸とパシフィック・アレス号の衝突事件、あるいは二十二万デッドウェートの栄光丸座礁事件というようなものが起きてまいりました。

われわれ海上保安庁をいたしましては、海上入り口を重点といたしまして、二十四時間巡航

に疑心暗鬼で、そしてこのばかりはあ丸、これは鉛石船としては巨大船であったのです。まタンカ一船で、たとえばきょうの朝日にも出ておりまするけれども、日精丸といいますか、これは日本石油系で五十万トンです。こういうものも巨大船に入ると思います。

これはタンカ一船に限らず、私はいま科学技術に籍を置いておりますけれども、問題は原子力船「むつ」によつて、今後の海運界に第二船、第三船をどう位置づけていくかという問題について、タンカ一船であるとかといつよくな、こういう危険なものを積む船に対する、やはり原子力を原動力としてつけるというよなことについては、これはだれが見ても、強制水先ができたからといつてなかなか安全にいかぬという意味も理解をして

○杉山善太郎君 どなたがお答えになつても結構
でありますけれども、私はいま申し上げたとおり、
強制水先制度が原則的に生き生きとしてやはりひ
とり歩きのできるよつた体制がこの水先法の一部
改正によつてできてくると、であるけれども、そ
れだけでもう大丈夫だということにはならないん
だ。言うならば巨大船ですね、私は巨大船という
中で、かつて鉛石を積んだばかりがあ丸事件。それ
は海上審判所で結着がついたと言えれば言えるので
ありますけれども、それによつて生命を失つた方
の遺族と、いうものは、あの判決によつて、一体こ
の原因がどこにあつたか、ここに和田委員がおり
ますけれども、海員組合といたしましても非常

これはタンカー船に限らず、私はいま科学技術に藉を置いておりまするけれども、問題は原子力船「むつ」によって、今後の海運界に第一船、第二船、第三船をどう位置づけていくかという問題について、タンカー一船であるとかといふよくな、こういう危険なものを積む船に対する、やはり原子力を原動力としてつけるということについては、これはだれが見ても、強制水先ができたからといつてなかなか安全にいかぬという意味も理解をして

おります。輸送効率からいへば、それは大きいにこしたことではないでしよう、資本の立場に立てば、しかし五十万トンといふような船が現在建造され、船としての機能をまつた資本の利潤に立てば。しかし五十万トンについても、造船技術から百万トンも可能であるというふうになれば、効率主義、経営主義からいへば、一体こういうよな点についてもやはり考え方稼働するのでありますようが、こういう問題についても、造船技術から百万トンも可能であるが、これは私の見解でありますようか。そういうよな点についても、これは行政当局ではそういう展望も考慮しながら、今後の配慮をしておるかどうか。そういつたよな問題について、どこの所管になりますか、事故が大きく発生してしまつてからの後追いでは遅いと思うので、水先法の一部改正の中に、これをどういうふうに位置づけておられるかどうか。

ショック以来、御承知の世界的なタンカーの過剰傾向ということから、現在いわゆる二十万トン、デッドウエートでござりますけれども、以上の大型タンカーの受注は全くとまっているというのが実情でございます。

○杉山善太郎君 先へ進みますが、私は五十万トンとか百万トンというようなことは、それは法律的に規制すべき処置であるかどうかは、技術的操縦は別としても、法律的な常識論から言つて、大体二十五万トンぐらいかいたずれにしても一つの効率からも常識的な一つの限界ではないかと、これを法律的にできるかできないかという問題については、行政当局やわれわれが政治家の次元でいろいろと十分慎重審議をして考慮しなきゃならぬ将来性は持つておると思いますけれども、これは次元が違いますので、ここで追及するとか、そういう問題は、いまの船舶局長の回答で一応理解ができますので、これでとめます。

次に、海上の交通整理を目的としてつくられた、いま保安庁の方からあられがございましたが、海上交通安全法は、巨大船などの水路であるとか、湾内の舟航を予想してつくられたものであるということはもう申し上げるまでもありませんが、栄光丸ですね、この油流出事故は安全法によつてもやはり起きた事故でもあるという、そういう視点のところもあり得ると思うのです。問題は沈船処理などの環境整備を怠つていたところにあると思ひます。

たとえば私は三つの柱を立てておるわけであります。その第一点は、沈船処理の行政責任を持つ窓口は一体どこかと、今後の対策は一体どのようになっておるかという点について、一応私も勉強するという意味で、意見ということではなくて、これはひとつお聞かせいただきたいと、こう思ひます。

第二点は、東京湾を利用する海運界に沈船を処理させることができるかどうか、そういう点については國の責任で処理すべきものであるかどうかというかうで、海運界や海運資本からはそれ

第三点は、油の流出火災などで東京湾周辺的一般住民は多少の被害を常に受けているわけであります、精神的にも、またとにかくこの雄洋丸のような事件、そこへまた栄光丸の事件が起きた。一度あることが二度あり三度あるというようなことになれば、周辺の住民も非常にその点について精神的に、その他にもやはり被害を受けておる。しかし海運界——船舶所有者がどういうよな一体責任を感じて、われわれの方もある程度これは配慮が、行政ルートの中で傍受しておられるかどうか。海運界は環境整備についてどんな認識を持っておられるか、行政的にどんな指導をしておられるかといったような問題については、これは無関心であるのかどうかと、私はなぜこういうお尋ねをするかというと、あくまでもあの港湾法の一部改正ということで、環境の整備であるとか、それから浮遊物の処理であるとか港湾の安全というものが保全というものが改正のポイントであった。その時点を私は思い起こしてこういう質問をするわけでありますから、ひとつお答えをいただきたい。

○政府委員(隅健三君) 最初に沈船についてお答えをいたします。

中ノ瀬航路にございました沈船、これは昭和三十九年の一月に沈没いたしました機帆船の開成丸、六十二トン、木造の船でございます。この点につきましては、海上保安庁といたしましては水部におきまして測量をいたしました。この大体水深が二十三メートルであるにかかわらず、この沈船を認めまして、それが大体三メートルぐらいないし四メートルということで、水深をチャートには十九メートルとして記載をいたしておきました。たまたま栄光丸の事件がございましたが、海上保安庁といたしましては六月の十一日から十

四日まで中ノ瀬航路のこの当該沈船の測量をいたしまして、潜水夫を入れて調査を行いましたところ、沈船の存在とその状態を確認いたしました。大体ばらばらになつておりますけれども、機帆船の機関部がそのまま残つておりますけれども、機帆船の底質は砂であるということです。

なお沈船の処理受付につきましては、チャートを作製いたしております海上保安庁といいたしましては事故の場合に直ちに沈船の位置を確認いたしまして水路告示を出します。なお船主がはつきりしておる場合にはこの引き揚げは当然船主の責任においてなされべきでございまして、今度の件につきましては、この引き揚げその他につきましては港務局といいろいろ御協議をいたしておりますけれども、一応沈船の状態につきましては、ことに主要航路におきます沈船については海上保安庁が第一義的にその調査をしてお告示あるいはチャートに記入をすることにしております。

○杉山善太郎君 沈船処理の方はわかりましたけれどもね……。

○委員長(宮崎正義君) ちょっと速記をとめてください。

〔速記中止〕

○委員長(宮崎正義君) 速記を起こしてください。

○杉山善太郎君 これは海上保安庁の方でお答えをいただいていい問題ですが、いまの質問に関連をするわけでありますが、きょうの朝日で、これはごらんになつておると思いますけれども「沈船一掃申し入れ」東京湾難所中ノ瀬航路、船主協会から海上保安庁にと。この朝日の記事はお目通しになつておりますね。この中で二つの項目にわたくつて一応沈船を云々という問題がありますが、この問題についてはどういうふうに受けとめておられますか。

○政府委員(隅健三君) 船主協会から中ノ瀬航路の航路整備についての陳情及び第二点は、先ほど

申しました海上交通安全法に規定いたしました航路の出入り口に常時巡視艇を配置して航路警備に当たつてもらいたいという、そのために海上保安庁では船艇を飛躍的に増強すべきであるという陳情のように承つております。中ノ瀬航路につきましては、これは二十三メートルにしゆんせつをするのが一番理想的でございますけれども、沈船がこのほかにも二ヵ所ございまして、その調査も水路部いたしてはござります。ただこの航路の中には二十二メートルないし二十一メートルの浅所と申しますか浅いところがございます。やはりこの点につきましては、今後港湾局とも御相談いたしまして、開発保全航路に指定をいたしまして漁業関係の方と十分お話をした上で、この航路の整備を行うかどうかといつことが必要だだと思いますけれども、ただいまのところそういう二十メートルないし二十一メートルの浅所がございますために、海上交通安全法の施行規則におきまして十六メートル以上の喫水を持つ船舶は中ノ瀬航路を通りなくともいいという規定を置いてございます。やはりこれは当分の間、ということです。

海上保安庁いたしましては、できるだけ交通環境の整備の一環いたしまして沈船の引き揚げ、あるいは航路のしゅんせつをしていただきたいと、いうふうに考えております。

○政府委員(竹内良夫君) 中ノ瀬航路が現在沈船がありまして、あるいは一部浅いところがござります。そういう関係で当然あそこは一方交通で北上する船は全部あそこを通すというのが本当のたてまえだと思つんですけれども、いま言つたような関係で、大型船は北上しなくて、西の方を回つてもいいと、いうようになつて、いるようでございます。私どもいたしましてはやはり中ノ瀬航路の整備の必要性は十分認識しているところでございまして、そのためにはやはり漁業関係者等とも調整を十分行つた上で開発保全航路というのを指定いたしまして、その上で措置をしていくところで、私どもいたしましては極力今後この開発

保全航路に指定する努力をいたしまして、その上で沈船等につきましても必要ならば取っていくたいというふうに考えて、現在海上保安庁と密接な連絡をとりながら研究を進めているというのがい

○杉山善太郎君 私は新聞を見てなるほどこういうこともあるかなと思ったわけですが、これはいま保安庁の方も、それから港湾局長も新聞を見ておられるし、また実際陳情を船主協会から受けておられると思いますけれども、この中にあら、一項目はさることながら、二項目は「大型の化学消防船を増強してほしい」と、「流出した油の回収システムを充実してほしい——などと安全強化を求めている。」というふうになつておるわけですが、最終的には「この沈船引き揚げと、しゆんせつで計二百二十億円が必要になるが、海上保安庁は運輸省港湾局や水産庁と協議して、対策を決めてほしい」という要望の趣旨がありますが、そのとおりでありますか。

○政府委員(竹内良夫君) その二百二十億といま先生おっしゃいました点につきましては、私どもちょっとと聞いておりませんが、沈船そのものの除却は、海上保安庁の方でお調べになつたところによりますとそれほど大きな金額ではないようござります。しかし沈船を取つても効果は發揮できませんで、それに伴う航路全体の整備ということになりますと、ちょっとと試算いたしましてもやはり相当な金額になることは確かでございます。

○政府委員(隅健三君) ただいまの大型化学消防艇をさらに増強してもらいたいという点と流出油防除体制の整備をさらに一段と國、ことに海上保安庁において整備をしてもらいたいという点も陳情の中にござります。大型消防船につきましては、海上保安庁の大型消防船と同型の船二隻を所有いたが東京湾に常駐しておりますし、暮れに海上防災隊としております。これで東京湾につきましては三隻の大形消防船が常時活躍しております。なお、そ

のほかに各保安部には中型消防艇を配置いたしまして、機動力の富んだ中型消防艇によつて防災を考えております。

なお流出油防除体制につきましては、コンビナート等防災法がただいま衆議院において審議をいたしております。海上防災につきましても流出油対策協議会というもののを各コンビナートごとに設けておりまして、船会社、企業、海上保安庁、地方公共団体が一つのシステムをつくりまして、常に訓練あるいは資材の整備を行っております。さらにこの点につきましては、海上保安庁といたしまして、次の国会におきまして海上防災体制の成果を得るべくただいま鋭意検討中でございます。

外国の制度といったような問題について、これはいま口頭で答えにくいというならば資料でもいいのでありますけれども、どなたか関係当局から

○政府委員(山上孝史官著) 御指摘の世界の海軍国における水先制度につきましてはいろいろ調査をいたしております。現在のところ承知しておりますのは、非常に各国においてまちまちであるということのございまして、たとえばアメリカとかイギリスのように国の立法によりまして画一、統一的に規制をされていないような場合には一つの国におきましても港ごとに違うということをございます。まあしかし強制水先制度、この制度の観点から見てみますと、世界的の著名な港はまず強制水数以上の船舶に対しまして、原則として水先を強制している制度でございます。(これはたとえばロンドンとかサンクトペテルブルク、オーストリア、マルセイユ、リスボン、ベニス、ゼノア、バンクーバー、シンガポール、バルチモア、フィラデルフィア、サンフランシスコ、オーストラリアの諸港、ニュージーランドの諸港、釜山、スラバヤ、ケープタウン等でございます。

それから第二の類型は、危険物の積載船また巨大船に対するのみ水先を強制している制度でございます。まあこれの例といたしましてはアムステルダム、ロッテルダム、ハンブルク、フランスの諸港等でございます。

それから第三の類型は、出入港時だけ強制している制度でござります。これは離着岸には強制されないといふ制度でござりますが、これは適用されないといふ制度でござりますが、これはニューヨークでございます。

それからなお参考までに申し上げますと、以上申し上げました中で、今回私どもができるだけ日本に強制にいたしたいと存じております東京では、これに条件が非常に似ているという例といたしましては、さつき申し上げました中で、ニューヨークでござります。

ヨーク、フィラデルフィア、バルチモア、サンフランシスコ、シドニー、メルボン等がございます。
○杉山善太郎君 一応支局的な時点ころにてまことに

で理解できますが、この海上安全船員教育審議会でも、これは中間答申の形ですね、それを受け

○政府委員(山上孝史君) そのとおりでございます。
○杉山喜太郎君 昭和二十四年、二十五年ころは、
米国の対日海運政策が変わり、民営移管ですね、
対象船舶は約六百隻であります、まあ自來再建
へと日本海運が発展していくときであり、二十五
年六月には朝鮮動乱が勃発しておりますね。それ
から二十五年を経た日本の海運、港湾は質量とも

に比べものにならないほど増大をしておるわけであります。が、この間強制水先区の改廃がなかつたというのは、これはどんな理由があるのか。一体

それほどに行政でこれを発議して出してもなかなか困難性があつたのかどうか、一体どういうわけであるかと、私はその点について非常に疑問に思つてゐるわけですが、その点についてはどうう

うことになりますか。

拙のとおりでございます。ところで現在の水先制度はこれも先生御承知のとおり全国三十七の水先区が設定されております。強制水先区につきまし

では昭和二十五年に設定されたものでございますが、その後、昨年までの間におきましては、いわゆる任意の水先制度の充実強化によりまして、船

舶交通の安全を確保しようという基本的な考え方方に基づいて任意水先区の充実に努めてまいりました。その結果二十五年には千章の水先区が二十一ヶ

ございましたが、現在ではそれが三十七になつております。

の下津の水先区を増設いたしました。二十六年の四月には釧路の水先区を増設いたしました。四十一年の四月には若トガ、次田沿川、田子の浦、葛琴等の下津の水先区を増設いたしました。

計四つの水先区の増設をいたしました。それから四十二年に釜石の水先区、さらに四十六年には酒田、小浜浜、鹿島、衣浦、尾鷲、小松島、それから細島計七つの水先区の増設をいたしました。そのようなことで、二十五年当初には二十一ありました水先区を三十七に増設してまいりました。と

いうことで、任意の水先区の増設で最近までいました。しかしながら、先ほど来御指摘のとおり、近年における船舶交通事情とか海難発生の状況等にかんがみまして、水先嚮導の必要性が強く要請されてまいりましたので、この浦賀水道のような狭水道を通航する特に外国船あるいは危険物の積載船に対しまして、水先人の乗船につきまして行政指導によって極力水先をとるようになつたことをやつてまいりました。

これは四十五年の十一月から浦賀水道につきましては、外國船に極力水先を乗つけるように、それから四十九年、昨年の四月にはLPGのタンカー、この二万五千トン以上のものにつきましては、海上交通安全法の指定航路、これを通るときには極力水先人を乗せるようにといふような行政指導を海上保安庁を通じましてやつてまいりました。しかし行政指導というものでござりますので限界がございます。そこで昨年の四月に水先を強制すべき港または水域の設定に関する方針につきまして、海上安全船員教育審議会に運輸大臣から諮問をいたしまして、いわゆる強制水先のあり方、従來の強制水先区の全般的な再検討、これをこの審議会にお願いしてまいったわけでございます。

○杉山善太郎君 先へ進みますが、今回の法改正はさしあたって東京湾に出入りするすべての船舶のうち、総トン数一萬トン以上の船舶に水先人を乗せることを政令で行わしめることが眼目であるようですが、東京湾における水先のものらの現況について、ひとつ説明をしていただきたいと思います。時間を短縮する意味で、改正案によつて一体東京湾の水先は具体的にはどのようになつていくか。そういう点をひとつ簡潔にお答えいただきたいと思います。

○政府委員(山上孝史君) 現状におきましては、東京湾内の強制水先区は二カ所だけです。一つは横須賀港、もう一つは横浜港であります。それが今回の改正法案が仮に実施された場合には、これに基づきまして浦賀水道や中ノ瀬という航路だけじゃなくて、これを含めた東京湾の全域に対しまして

して、一万総トン以上のものに対する水先を強制するということにいたしたいということでござります。なお四年を中途に三千総トン以上をも対象にするようにならいたしたいと、こう考えております。

○杉山善太郎君 外国船に徹底させることが非常に必要だと思つてますよ。もちろんそれは水先がつくでいいじゃないかということにもなるわけですが、あります。また事故のはんどが、「言うならば非常に奇妙な現象だと思うので、十分これはあらゆる角度、視点をとらえて、この便宜置籍船ですね、これらの中には航行に耐えないような欠陥船もあるやに聞いておりますが、一体こういう問題について入港拒否というわけにはいきますまいけれども、水先がこういう形で強制に、いま船員局長が言つたような形で範囲が拡大されてそのように重視されるのでありますけれども、こういうようなつまり便宜置籍船について、率直に言つてそれはそれなりにどこの国の海技免状を持つていて船員も有能でありましようけれども、一体どういうような形になつておるか。そういうものは拒否できないかどうか。

なぜ私がこういうことを申し上げますかといふと、たとえばこれは昭和五十年の六月五日の読売に出ておるのでありますけれども、「事故相次ぐ東京湾航路沈船で「交通法」無力漁業と調整して除去を」という一説もありますが、社説の中にはこういう点があるのであります。これは重要でありますからあえて言つておきますけれども、「規制も知らない信する通信士もいない船も結構多く、規制も知らないで湾内を航行するケースもある。こうした乱暴な方法も知らない場合がある。海上規制の情報を受信されているのは、一体どういうことなのか。危険な欠陥水域があることがわかっている以上、魔の水域などという言葉でこまかしてはいけない。航路整備、航行方法の改善など怠いで手を打たなければまた、重大事故が起こらない」という保証はどこにもないじやないかと、こういうふうに社

訊の「くたりにあるわけありますので、これはマスコミのやはり評価の仕方ではなくて、記事に對する署名があるとかないとかいうことはともかく、一応マスコミの社説というかつこうで出ているという状態であります。が、こういう便宜置籍船、こういったような問題についても船局長が言つたように、水先法の一部改正によつて充実されるから港湾環境も整備されてくるからそれでいいんだと、そういうふうに理解しているんじや甘いじやないかと、こう思ふんですが、これはどういうふうに思われますか。

○杉山善太郎君　海上保安庁は海上の治安、保安、
そういったいろいろな業務の範囲の中でこういつ
万総トン以上ということとてこの強制水先制度を適用するといふことはやはり相当有効な手段かと存じます。
なお便宜置籍船を含んだ外国船につきましては、いわば外形標準といたしまして、たとえば一
中の便宜置籍船の乗務員、乗組員の質の問題でござりますが、これにつきましては現在のところ各
国の主権にゆだねられておりますので、当方とい
たしまして特にそれが違法であるとか違法である
という権能を持ち合わせております。しかし、
それが船舶の交通の安全のために非常に問題であ
りますので、数年前からIMCOにおきまして統
一的な乗組員の海技資格の基準づくりということ
が取り上げられまして、IMCOにそのための調
練当直基準小委員会を一九七二年から設けまし
て現在までいろいろ検討を続けてまいっております。
この六月の初めにもこの小委員会がロンドン
で開かれまして、私どもいたしましては担当の
船舶職員課長を代表として出席させて積極的に
にその審議に参加をさせております。こういうこと
とて多少時間がかかる話でありますけれども、そ
の統一基準を条約化いたしまして便宜置籍国を含
む各国がこれを批准し、それに基づいての統一的
な海技制度、これを適用するといふことが正攻法
ではないかと、かように存じております。

○政府委員(隅健三君) 海上保安庁をいたしまして代理店を通じまして外国船の船長に十分徹底をするようにいたしております。なお海上保安庁は第一管区海上保安本部長の名前をもちまして、外国船には水先人を乗船させるようになつてしまして、代理店を通じまして代理店に指導をいたしております。なお代理店は入港届その他をもちまして必ず保安部へ参りますので、この点さらにそういう注意事項を与えたかどうかというようよくな追跡調査もいたしております。今後もこの努力は続けていくつもりでございます。

○杉山善太郎君 もう一点、これは船員局長によりけりで、社説のくだりの一節にあるように「過密水域における航行方法を知らない場合がある。」、「これはこれとして、「海上規制の情報を受信する通信士もいない船も結構多く」ということで、この点については通信士がいないといふのはではないのでありますけれども、これはいわゆる合理化によって、たとえば機械にすべてを依存して人員の削減をする、こういうような点についてはどういうふうに判断しておられますか。

○政府委員(山上孝史君) ただいま先生御指摘の実例につきましては私、承知しておりませんが、一般的にお答えさせていただきますと、船舶職員法に基づいた通信士、これは必ず乗つけていると思います。なお労使間の労働協約でもしろそれを上回って乗ついているというのがわが国の船舶の現状でございます。外国船については先ほど申し上げましたとおりで、当方の主権が及びませんのが、それで代理店を通じまして海上交通安全法の英文のパンフレットあるいは注意すべき事項を英文にていたしまして、代理店を通じまして外国船の船長に十分徹底をするようにいたしております。なお海上保安庁は第一管区海上保安本部長の名前をもちまして、代理店を通じまして代理店に指導をいたしております。なお代理店は入港届その他のをもちまして必ず保安部へ参りますので、この点さらにそういう注意事項を与えたかどうかというようよくな追跡調査もいたしております。今後もこの努力は続けていくつもりでござります。

○杉山善太郎君 先へ進みます。強制水域はその海域の諸条件によつて画一的にはそれは無理があると思います。しかし海上安全船員教育審議会では特定の重要港湾であるとか、大規模ないわゆる背後地帯がコンビナートシステムになつておるというよろないわゆる工業港湾ですね、まあ伊勢湾であるとか瀬戸内海については水先を強制するか否かについては、これは具体的に必要があると言つておるが、行政当局としては今後の計画を持っておられるかどうか。たとえば大規模工業港湾ですね、こういつたような問題については対象外としておられるか、こういうような点について、これは港湾局であるかどうかは知りませんけれども、たとえば将来計画について、そういうようなものがあるかないかというような点についてひとつお答えいただきたいと思います。

○政府委員(山上孝史君) ただいま先生おっしゃつたのは、強制水先を今後いま御指摘のような特定重要港湾とか大規模な工業港湾とか、あるいは狭水道にさらに広げるのかということかと存じますが、これにつきましてはただいま先生が御披露なさつたように、この中間答申にそのように指摘があります。なおこの海上安全船員教育審議会は引き続いて継続審議で審議を重ねていただきておりますので、この特定重要港湾とか大規模な工業港湾あるいは伊勢湾、瀬戸内海等を含んだ狭水道につきまして結論が出次第、その答申によりまして適切な措置を講じてまいりたい、かように存じます。

○杉山善太郎君 水先人について、水先人の登録の数と就業実数の現況。それから試験制度の現況と増員対策。それから水先組合の現況。それから水先人制度の強化育成対策あるいはこれを育成するについての助成の方法であるとか、こういった問題については、法案が独自にひとり歩きした場合については、当然これは私はいみじくもさつき発議者である衆議院の運輸委員長に聞いたように、たとえば船員団体や船長協会やそれからバイ

ロード協会の徳意見をお聞きになつたかとお考へました。二十一年に、この問題を審議いたしましたことは、実は聞きかつたんありますけれども、この点についてはいま数字が出てなければ出なくていいんですが、そういう点についてどのようにお考えになつてありますか。

○政府委員(山上史夫君) 水先人の現状の中でも員数につきましては現在三百六十四人おります。二十四年当時は百人であります。三倍以上にふえております。それから今後海上安全船員教育審議会の答申によりまして、さらに強制水先の範囲の拡大をすべきであるという答申が出来ました場合には、いまも先生御指摘のようにその当事者すべてこの審議会のメンバーになつておりますので、この審議会の答申に基づいて増強等善処いたしたいと存じます。

○杉山善太郎君 これはこのシステムがどうこう論議するわけじゃないんですよ。といって衆議院は衆議院、参議院は参議院だという、そういう二院制度を盾にとつていいじわるな質問をするわけじゃないんですけれども、これが政府提案であるとするなら、所管大臣がおつてそれに私は質問をするが、記録の中にはとめておく必要があると思うので、中村審議官、運輸省から来ておられますね——それで結構ですが、いまいろいろなことをしゃべりましたけれども、詰めて言いたいことは今日の港湾における船舶の安全航行問題、公害汚染問題の根源は大企業優先の経済政策にある。そこで人命尊重、環境保全の立場からの経済政策への転換なしにはこれらの問題の真の解決にはならないと思う。これは私がそう思つて。海上交通は安全の総合的な施策は過密過疎問題、国土の均衡のための利用開発、資源エネルギー問題、消費問題等、すべてにわたって資本の倫理が優先するといった従来の発想を切りかえ、経済社会政策全般を見直しの上に立たなければ本当の、やはり何といつたって島国日本であるし、海運国でありまして、従来の資源消費経済構造を根幹とした高度経済成長時代は終わつて低成長の方向に向かつているわけであります。だと言つても、海運は重視され

なければならぬし、その間ににおいて物と人間の關係と水路、港湾、水渠というものは不可分な問題でありますので、こういった問題については運輸省と関係省庁と十分これは検討して、闇議なりについても行つて、これはやつてもらう、詰めてもらわなければならぬ、こういうふうに考えておるわけであります。別にいま運輸大臣おらぬからどうこう言うわけじやありませんけれども、このことは一応必要だ、そういうふうに考へておるわけでありますから、ひとつ審議官も、これは記録にも残つておりますから、そういう点をひとつ配慮しておいてほしいと、こう思つんであります。

○政府委員(中村四郎君) ただいま先生申されました經濟政策なり經濟計画と、海上安全ばかりでなくして、陸上の問題もひつくるめまして、安全、環境、こういった問題との関係につきましては、私どもの方も重大な問題として認識いたしております。したがいまして、先生御指摘の經濟政策によって、現在、結合交通体系の見直し作業をいたしておりますが、その際におきましても、単に需要予測といふ、經濟の伸びに対する需要予測といふことだけでなしに、現在、非常に社会經濟上問題になつております環境なり労働力の問題あるいは空間、資源エネルギーと、こういった条件につきまして一つ一つの見直しを行つておるわけであります。したがいまして、先生御指摘の經濟政策あるいは経済計画の見直しに当たりまして、環境問題等をその重要な要素として検討されることが必要であると、またそういうに立ちまして安全、公害対策も推進していかなければならぬと、いうふうに考えておるわけでございます。

○杉山善太郎君 海運局長は来ておりますか。

○委員長(宮崎正義君) 途中まで来ておりますから、もうすぐだと思います。

○杉山善太郎君 委員長速記をとめて……。

○委員長(宮崎正義君) 速記をとめてください。

(速記中止)

○委員長(宮崎正義君) 速記を起こしてください。

○杉山善太郎君 実は、それなりにあなたの勘と

頭のよさで、もうすでに船員局長から以心伝心でありますので、こういうな点について、私はこの問題がある、かてて加えて、どろなわ式といふ形ではなくて、水先法が衆議院から参議院へ回ってきて、参議院ではきょうで詰めを行つて採決を行つそういう段階で、おおむね私の質問終わつたわけであります、それでいま運輸者の中村審議官にも、事案の性質上、大臣は御出席あるないにかかわらず、それは別の問題として、海運局としてこういう点なんですよ、実はいろいろにわたつておりますけれども、いろいろな大災害や、いろんな事故が東京湾を中心として起きておりまするけれども、そういう関連の中で、東京湾辺の一般住民は、油の流出についても火災についても、あるいは東京湾周辺の住民、漁民も含めて、大小の被害を常に精神的にも受けとるわけであります。そういうような事柄から、海運界からは国民に対して、あるいは東京都民に対して、千葉県民に対して、横浜市民あるいは川崎その他周辺の地域住民に対して、とにかく陳謝といふこと——言い回しはどうあつても、そういうような気持ちがあるかどうかということも、海運界は、たとえば関係当局、省庁に対して、きょうの新聞の朝日にも出でるるように、沈船をやつてくれ、環境を整備してくれと、そうしてこれこれ積算するところと二百三十億という金が要ると、そういう要求は要求なりに、陳情なりされることはしかるべきであります。したがいまして、運輸業界は、行政ルートで、たとえばこういう問題は起きてしまつてから責任問題であるとか、あるいは金をくれということでは遅いからとそういうかつこうで、行政ルートで、つまりどういうように——こういう大小の災害が起きた場合について、そういうふうな問題について、どういう指導といふこと——言葉のあやで、いいか悪いは別として、そういう点について、行政ルートではどういうふうに配慮し、どういうふうにして処置しておられるか、海運資本、海運界は顧みて、おれたちいひんだ、おれたちは税金をそれなりに払つている

んだからというような、そういう考え方であるかどうかと、こういうな点について、私はこの法案が一部改正という形でひとり歩きすれば、期待し、かくしてよくなつたというふうな、そういう点が、一体どういうふうに受けとめられておるかといふことを聞いておきたいと、こう思つんですよ。そういう点について答えていただきたい。

○政府委員(浜田直太郎君) 先生御質問の趣旨につきましては、二点あると思います。海上の安全あるいは海洋の汚染防止のために、現在、法律に基づきましてそれぞれの責任官庁が義務を実施いたしておるわけでござりますが、それのみではありませんで、いろんな民間の団体、たとえば海難防護協会とかいうような団体がこれに協力をし、できるだけ国民の期待に沿つていきたいといふことであろうと思います。法律上の義務の遂行につきましては、これは当然ながら税金でもつて措置されるということでありましょうけれども、民間のいま申しましたような機関の活動等につきまして、いわゆるそういうことの恩恵をこうむるところの日本の海運業界といふものから応分の助力をする、援助をするということは、当然かかるべきであると思いますし、私どもも海運業者の監督上、そういうものにつきましては、別にこれを奨励するということではありませんけれども、当然のものとして認めておるわけでございまます。

○委員長(宮崎正義君) この際、鉄道敷設法の一部を改正する法律案を再度議題といたします。

本法案は午前中に質疑を終局しておりますので、これより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。——別に御発言もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

それでは鉄道敷設法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

○委員長(宮崎正義君) 次に、先ほど質疑を終局しております水先法の一部を改正する法律案を再び議題といたします。

これより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。——別に御発言もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

それでは水先法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(宮崎正義君) 全員一致と認めます。

よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○委員長(宮崎正義君) 次に、先ほど質疑を終局しております水先法の一部を改正する法律案を再び議題といたします。

これより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。——別に御発言もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

それでは水先法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(宮崎正義君) 全会一致と認めます。

よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

近海の海を通るのは外国船もたくさんあることは事実であります。したがつて海運局だけが海運局の立場で、そういう費用負担等の問題について、今後どうすべきであるかということは直接にはお答えいたしかねるという次第でございます。

○杉山善太郎君 これでやめます。

○委員長(宮崎正義君) ほかに御発言もないようですから、質疑は終局したものと認めます。

○委員長(宮崎正義君) それでは鉄道敷設法の一部を改正する法律案を再度議題といたします。

本法案は午前中に質疑を終局しておりますので、これより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。——別に御発言もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

それでは鉄道敷設法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

○委員長(宮崎正義君) 全員一致と認めます。

よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(宮崎正義君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

○國務大臣(木村謙男君) ただいまは鉄道敷設法の一部を改正する法律案について、慎重な御審議の結果、御可決いただきましてまことにありがとうございます。

○委員長(宮崎正義君) 本日はこれにて散会いたします。

午後二時二十六分散会

第一条 この法律は、船舶から流出し、又は排出された油によつて油濁損害が生じた場合における船舶所有者の責任を明確にし、及び油濁損害の賠償を保障する制度を確立することにより、被害者の保護を図り、あわせて船舶による油の海上輸送の健全な発達に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 責任条約 油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約をいう。

二 國際基金条約 油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約(一千九百六十九年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約の補足)をいう。

三 油 原油、重油、潤滑油その他の蒸発しにくい油で政令で定めるものをいう。

四 船舶 ばら積みの油の海上輸送のための船舶類をいう。

五 船舶所有者 船舶法(明治三十二年法律第四十六号)第五条第一項の規定又は外国の法令の規定により船舶の所有者として登録を受けている者(当該登録を受けている者がないときは、船舶を所有する者)をいう。ただし、外国が所有する船舶について当該国において当該船舶の運航者として登録を受けている会社その他の団体があるときは、当該登録を受けている会社その他の団体をいう。

六 油濁損害 次に掲げる損害又は費用をいふ。
イ ばら積みの油の輸送の用に供している船舶から流出し、又は排出された油による汚染(貨物又は燃料として積載されていた油による汚染に限る)により生ずる責任条約の締約国の領域(領海を含む)内における損害

めに執せられる相当の措置を要する費用及びその措置により生ずる損害
七 船舶所有者の損害防止措置費用等 船舶所有者が自発的に前号に規定する措置を執る場合におけるその措置に要する費用及びその措置によつて当該船舶所有者に生ずる損害をいう。

八 一単位 純分千分の九百の金六十五・五ミリグラムの価値に相当する政令で定める金額をいう。

九 保険者等 この法律で定める油濁損害賠償保障契約において船舶所有者の損害をてん補し、又は賠償の義務の履行を担保する者をいう。

十 國際基金 國際基金条約第二条第一項に規定する油による汚染損害の補償のための国際基金をいう。

十一 制限債権 船舶所有者又は保険者等が、この法律で定めるところによりその責任を制限することができる債権をいう。

十二 受益債務者 当該責任制限手続における制限債権に係る債務者で、責任制限手続開始の申立てをした者以外のものをいう。

十三 第二章 油濁損害賠償責任及び責任の制限(油濁損害賠償責任)

第三条 油濁損害が生じたときは、当該油濁損害に係る油が積載されていた船舶の船舶所有者は、その損害を賠償する責めに任ずる。ただし、当該油濁損害が次の各号の一に該当するときは、この限りでない。

一 戰争、内乱又は暴動により生じたこと。

二 異常な天災地変により生じたこと。

三 専ら当該船舶所有者及びその使用者以外の者の悪意により生じたこと。

四 専ら又は公共団体の航路標識又は交通整理のための信号施設の管理の瑕疵により生じたこと。

第五章 責任制限手続(第三十一条—第三十九条)

第六章 雜則(第四十条—第四十四条)

第七章 罰則(第四十五条—第五十条)

附則

第一章 総則

(目的)
口 イに掲げる損害の原因となる事実が生じた後にその損害を防止し、又は軽減するた

損害

2 二以上の船舶に積載されていた油により油濁損害が生じた場合において、当該油濁損害がい

(責任限度額)

第六条 船舶所有者がその責任を制限することができの場合における責任の限度額以下「責任限

すれの船舶から流出し、又は排出された油によるものであるかを分別することができないときは、各船舶所有者は、連帶してその損害を賠償する責めに任する。ただし、当該油濁損害が前項各号の一に該当するときは、この限りでない。

3 前二項に規定する船舶所有者は、油濁損害の原因となつた最初の事実が生じた時における船舶所有者とする。

4 第一項本文又は第二項本文の場合において、当該船舶の船舶貨借人及び当該船舶の船舶所有者又は船舶貨借人の使用する者は、その損害を賠償する責めに任じない。

5 前項の規定は、損害を賠償した船舶所有者の第三者に対する求償権の行使を妨げない。

(賠償についてのしんしやく)

第四条 被害者の故意又は過失により油濁損害が生じたときは、裁判所は、損害賠償の責任及び額を定めるについて、これをしんしやくすることができる。

(船舶所有者の責任の制限)

第五条 第三条第一項又は第二項の規定により油濁損害の賠償の責めに任する船舶所有者(法人に係る油が積載されていた船舶の船舶所有者は、その損害を賠償する責めに任ずる。ただし、同様にして、当該油濁損害に基づく債権について、額を定めるについて、これをしんしやくすることができる。

この法律で定めるところにより、その責任を制限することができる。ただし、当該油濁損害が自己的の故意又は過失により生じたものであるときは、この限りでない。

この法律で定めるところにより、その責任を制限することができる。ただし、当該油濁損害が自分の故意又は過失により生じたものであるときは、この限りでない。

この法律の規定により、その責任を制限することができる。ただし、当該油濁損害が前の規定により、その責任を制限することができる。

この法律の規定により、その責任を制限することができる。ただし、当該油濁損害が前の規定により、その責任を制限することができる。

この法律の規定により、その責任を制限することができる。ただし、当該油濁損害が前の規定により、その責任を制限することができる。

この法律の規定により、その責任を制限することができる。ただし、当該油濁損害が前の規定により、その責任を制限することができる。

この法律の規定により、その責任を制限することができる。ただし、当該油濁損害が前の規定により、その責任を制限することができる。

この法律の規定により、その責任を制限することができる。ただし、当該油濁損害が前の規定により、その責任を制限することができる。

この法律の規定により、その責任を制限することができる。ただし、当該油濁損害が前の規定により、その責任を制限することができる。

この法律の規定により、その責任を制限することができる。ただし、当該油濁損害が前の規定により、その責任を制限することができる。

この法律の規定により、その責任を制限することができる。ただし、当該油濁損害が前の規定により、その責任を制限することができる。

度額」という。)は、次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額とする。

一一単位の二千倍に船舶のトン数を乗じて得た金額

(船舶のトン数の算定)

第七条 前条第一号の船舶のトン数は、船舶積量測度法(大正三年法律第三十四号)の規定に従い、純積量の算定に当たり機関室の積量として総積量から扣除した積量を純積量に加えた積量をトンで表したものとする。ただし、運輸省令で定める特殊な構造を有する船舶については、当該船舶が輸送することができる油の質量を運輸省令で定める算定方法に従い換算したものとみなす。

(責任の制限及び範囲)

第八条 船舶所有者の責任の制限は、当該船舶ごとに、同一の事故から生じた当該船舶に係る船舶所有者及び保険者等に対するすべての制限権に及ぶ。

(制限債権者が受ける弁済の割合)

第九条 船舶所有者がその責任を制限した場合は、制限債権者は、その制限債権の額の割合に応じて弁済を受ける。

(権利の消滅)

第十条 第三条第一項又は第二項の規定に基づく船舶所有者に対する損害賠償請求権は、油漏損害が生じた日から三年以内に裁判上の請求がされないときは、消滅する。当該油漏損害の原因となつた最初の事実が生じた日から六年以内に裁判上の請求がされないときも、同様とする。(船舶所有者に対する油漏損害賠償請求事件の管轄)

第十一條 第三条第一項又は第二項の規定に基づく船舶所有者に対する訴えは、他の法律により管轄裁判所が定められていないときは、最高裁判所が定める地の裁判所の管轄に属する。(外国判決の効力)

第十二条 責任条約第九条第一項の規定により管

轄権を有する外国裁判所が油漏損害の賠償の請求の訴えについてした確定判決は、次に掲げる場合を除き、その効力を有する。

一 当該判決が詐欺によつて取得された場合

二 被告が訴訟の開始に必要な呼出し又は命令の送達を受けず、かつ、自己の主張を陳述するための公平な機会が与えられなかつた場合

三 前項に規定する確定判決についての執行判決に関する場合は、民事訴訟法(明治二十三年法律第二十九号)第五百十五条规定第一項第一号中「第二百条件ヲ具備セザルトキ」とあるのは、「油漏損害賠償保障法第十二条第一項各号ノ一二該当スルモノナルトキ」とする。

第二章 油漏損害賠償保障契約

第十三条 日本国籍を有する船舶は、これについてこの法律で定める油漏損害賠償保障契約(以下「保障契約」という。)が締結されているものでなければ、二千トンを超えるばら積みの油の輸送の用に供してはならない。

2 前項に規定する船舶以外の船舶は、これについて保障契約が締結されているものでなければ、二千トンを超えるばら積みの油を積載して、本邦内の港に入港し、本邦内の港を出港し、又は本邦内の係留施設を使用してはならない。

(保障契約)

第十四条 保障契約は、船舶(二千トン以下のばら積みの油の輸送の用に供する船舶を除く。)の船舶所有者が当該船舶に積載されていた油による

2 前項に規定する船舶は、これについて保障契約が締結されているものでなければ、二千トンを超えるばら積みの油を積載して、本邦内の港に入港し、本邦内の港を出港し、又は本邦内の係留施設を使用してはならない。

(保障契約)

第十五条 第三条第一項又は第二項の規定による船舶所有者の損害賠償の責任が発生したときは、被害者は、保険者等に対し、損害賠償額の支払を請求することができる。ただし、船舶所有者の悪意によつてその損害が生じたときは、この限りでない。

2 前項本文の場合において、保険者等は、船舶所有者が被害者に対して主張することができる抗弁のみをもつて被害者に対抗することができるとする。

3 第三条第五項、第五条第一項本文及び第六条から第十条までの規定は、第一項の規定に基づき損害賠償額の支払いをする保険者等について準用する。

(保険者等に対する油漏損害賠償請求事件の管轄)

第十六条 前条第一項の規定に基づく保険者等に対する訴えは、第三条第一項又は第二項の規定に基づく船舶所有者に対する訴えについて管轄権を有する裁判所に提起することができる。

(保障契約証明書)

第十七条 運輸大臣は、船舶(責任条約の締約国である外國の国籍を有する船舶を除く。)について保障契約を保険者等と締結している者の申請があつたときは、当該船舶について保障契約が締結されていることを証する書面を交付しなければならない。

(保障契約証明書の返納)

第十八条 保障契約証明書の交付を受けた者は、当該保障契約証明書の記載事項の変更があつたときは、その変更があつた日から十五日以内に、その変更に係る事項を運輸大臣に届け出なければならない。ただし、次条の規定により当該保障契約証明書を返納しなければならないときは、この限りでない。

2 前項の届出があつたときは、運輸大臣は、当該届出をした者に対し、新たな保障契約証明書を交付しなければならない。

(保障契約証明書の返納)

第十九条 保障契約証明書の交付を受けた者は、保障契約証明書の有効期間が満了し、又は保障契約証明書の有効期間の満了前に当該保障契約証明書に係る保障契約が効力を失い、若しくは第十四条の規定に適合しないこととなつたときは、運輸大臣に提出しなければならない。

2 前項の申請をしようとする者は、船名、保障契約の種類その他の運輸省令で定める事項を記載した申請書を運輸大臣に提出しなければならない。

(保障契約証明書の備置き)

第二十条 日本国籍を有する船舶は、保障契約証明書が備え置かれているものでなければ、二千

務の履行が担保されている油漏損害の額が当該契約に係る船舶ごとに当該船舶所有者の責任限度額に満たないものであつてはならない。

4 保障契約は、責任条約第七条第五項の規定に適合する場合に限り、その効力を失わせ、又はその内容を変更することができるものでなければならない。

4 第一項に規定する書面(以下「保障契約証明書」という。)の交付を受けた者は、保障契約証明書を滅失し、若しくは損傷し、又はその識別が困難となつたときは、その再交付を受けることができる。

5 保障契約証明書の交付又は再交付を申請しようとするとする者は、運輸省令で定めるところにより、手数料を納付しなければならない。

6 前各項に定めるもののほか、保障契約証明書の有効期間、記載事項その他保障契約証明書に關し必要な事項は、運輸省令で定める。

(保障契約証明書の記載事項の変更)

7 第一項に規定する書面(以下「保障契約証明書」という。)の交付を受けた者は、当該保障契約証明書の記載事項の変更があつたときは、その変更があつた日から十五日以内に、その変更に係る事項を運輸大臣に届け出なければならない。ただし、次条の規定により当該保障契約証明書を返納しなければならないときは、この限りでない。

2 前項の届出があつたときは、運輸大臣は、当該届出をした者に対し、新たな保障契約証明書を交付しなければならない。

(保障契約証明書の返納)

第十九条 保障契約証明書の交付を受けた者は、保障契約証明書の有効期間が満了し、又は保障契約証明書の有効期間の満了前に当該保障契約証明書に係る保障契約が効力を失い、若しくは第十四条の規定に適合しないこととなつたときは、運輸大臣に提出しなければならない。

2 前項の申請をしようとする者は、船名、保障契約の種類その他の運輸省令で定める事項を記載した申請書を運輸大臣に提出しなければならない。

(保障契約証明書の備置き)

第二十条 日本国籍を有する船舶は、保障契約証明書が備え置かれているものでなければ、二千

トンを超えるばら積みの油の輸送の用に供してはならない。

2 前項に規定する船舶は、保障契約書、責任条約の締結された外国が交付した該責任条約第七条第十二項に規定する証明書の記載事項を記載した書面が備え置かれているものでなければ、二千トンを超えるばら積みの油を積載して、本邦内の港に入港し、本邦内の港を出港し、又は本邦内の係留施設を使用してはならない。

第二十一条 この章(前条第二項を除く。)の規定は、外国が所有する船舶であつて、これについて保障契約が締結されていないものについては、適用しない。

第四章 国際基金

(国際基金に対する被害者の補償の請求)

第二十二条 被害者は、国際基金条約で定めるとこにより、国際基金に対し、賠償を受けることができなかつた油漏損害の金額について国際基金条約第四条第一項に規定する補償を求めることができる。

(国際基金に対する船舶所有者等の補てんの請求)

第二十三条 船舶所有者又は保険者等は、国際基金条約で定めるところにより、国際基金に対し、損害賠償額の支払の責めに任じた金額について国際基金条約第五条第一項に規定する補てんを求めることができる。

(国際基金の訴訟参加)

第二十四条 第三条第一項若しくは第二項の規定に基づく船舶所有者に対する訴え又は第十五条第一項の規定に基づく保険者等に対する訴えが当該訴訟に参加することができる。

2 民事訴訟法第七十七条の規定は、前項の規定に船内に船から受け取られた特定油を含む。以下同

場合について準用する。

(国際基金への訴訟係属の通告)

第二十五条 前条第一項に規定する場合には、当事者は、国際基金にその旨を通告することができる。

(国際基金に対する請求訴訟の管轄)

第二十六条 国際基金条約第四条第一項に規定する補償又は国際基金条約第五条第一項に規定する補てんを求めるための国際基金に対する訴えは、第三条第一項又は第二項の規定に基づく船舶所有者に対する訴えについて管轄権を有する裁判所(その訴えが船舶所有者の損害防止措置費用等のみについての補償又は補てんを求めるものであるときは、船舶所有者の普通裁判所の所在地を管轄する裁判所又はこの裁判所がないときは、最高裁判所が定める地を管轄する裁判所)に提起することができる。

2 前項の訴えは、同一の油漏損害に関し、第三条第一項若しくは第二項の規定に基づく船舶所有者に対する訴え若しくは第十五条第一項の規定に基づく保険者等に対する訴えが第一審の裁判所に係属し、又は責任制限事件が係属する場合には、当該裁判所の管轄に専属する。

(外国判決の効力)

第二十七条 第十二条の規定は、国際基金条約第七条第一項又は第三項の規定により管轄権を有する外国裁判所がした確定判決について準用する。

(特定油量の報告)

第二十八条 政令で定める原油及び重油であつて本邦内において荷揚げされるもの(以下この節において「特定油」という。)を前年中に船舶から受け取つた者(他人のために特定油を船舶から

じ)の合計量が十五万トンを超えるときは、当該油受取人は、毎年、運輸省令で定めるところにより、その受取量を運輸大臣に報告しなければならない。

2 前年中に、油受取人の事業活動を支配する者があつた場合において、当該油受取人の船舶から受け取つた特定油の合計量(当該支配する者が船舶から受け取つた特定油があるときは、その合計量にその受取量を加算した量)が十五万トンを超えるときは、当該支配する者は、毎年、運輸省令で定めるところにより、油受取人ごとにその受取量を運輸大臣に報告しなければならない。この場合において、その報告に係る油受取人については、前項の規定は、適用しない。

3 前項に規定する油受取人の事業活動を支配する者の範囲は、政令で定める。

(国際基金への資料の送付等)

第二十九条 運輸大臣は、前条第一項又は第二項の報告があつたときは、その内容を通商産業大臣に通知した上、国際基金条約第十五条第二項に規定する事項を記載した書面を作成し、同項の規定により、これを国際基金に送付しなければならない。

2 運輸大臣は、前項の規定により作成した書面を国際基金に送付したときは、当該書面に記載された油受取人に、その者に係る当該書面に記載された特定油の量を通知しなければならない。

(国際基金に対する提出)

第三十条 第二十八条第一項又は第二項の規定によりその受取量を報告すべき特定油に係る油受取人は、国際基金条約第十二条から第十三条までの規定により、国際基金条約第十条の提出金を国際基金に納付しなければならない。

(責任制限手続)

第三十一条 責任制限手続は、本邦内において油漏損害が生じたときは、当該油漏損害の生じた地を管轄する地方裁判所の管轄に、本邦内にお

ける損害を防止するための第二条第六号ロに規定する措置が本邦外において執られ、かつ、本邦内において損害が生じなかつたときは、当該措置を執つた者の普通裁判所の所在地を管轄する高裁判所が定める地方裁判所の管轄に専属する。

(責任制限手続の移送)

第三十二条 裁判所は、著しい損害又は停滞を避けるため必要があると認めるときは、職権で、責任制限事件を他の管轄裁判所、制限債権者の普通裁判所の所在地を管轄する地方裁判所又は同一の事故から生じた責任制限法の規定による責任制限事件の係属する裁判所に移送することができる。

(国際基金の参加)

第三十三条 国際基金は、最高裁判所規則で定めるところにより、責任制限手続に参加することができる。

(国際基金への責任制限手続係属の通告等)

第三十四条 責任制限手続が係属するときは、責任制限手続の申立てをした者、受益債務者又は責任制限手続に参加した者は、国際基金に対してその旨を通告することができる。

2 前項の規定による通告は、第三十八条规定による責任制限手続に参加した者(第三十八条规定による責任制限手続に参加した者は、国際基金に對してその旨を通告することができる)に提出して準用する責任制限法第二十八条第一項各号に掲げる事項を記載した書面を裁判所に提出してしなければならない。

3 裁判所は、前項の書面を国際基金に対して送達しなければならない。

第三十五条 裁判所は、国際基金が責任制限手続に参加し、又は国際基金に対して前条第三項の規定による送達がされた場合において、第三十八条规定による準用する責任制限法第二十八条第一項各号に掲げる事項に変更が生じたときはその変更による送達がされた場合において、第三十八条规定による準用する責任制限法第二十八条第一項、第八十五条第一項又は第八十七条第一項の変更による公告がされたときはその公告に係る事項を記載した書面を、国際基金に対して送達

しなければならない。この場合においては、責任制限法第十五項の規定を準用する。

(自発的に損害防止措置を執った場合における船舶所有者の責任制限手続への参加)

第三十六条 船舶所有者は、自発的に第二条第六号に規定する措置を執つたときは、船舶所有者の損害防止措置費用等について制限債権を有するものとみなし、これをもつて責任制限手続に参加することができる。

2 責任制限法第四十七条第五項、第五十条(責任制限法第五十一項において準用する場合を含む。)及び第五十三条の規定は、前項の場合について準用する。

(訴訟手続の中止)

第三十七条 次条において準用する責任制限法第四十七条第五項の規定により制限債権の届出がされた場合において、当該債権に関する債権者及び申立人又は受益債務者間の訴訟が係属するときは、裁判所は、国際基金が当該訴訟に参加し又は当該訴訟に関し第二十五条第一項の通告を受けている場合にあつては原告の申立てにより又は職権で、その他の場合にあつては原告の申立てにより、その訴訟手続の中止を命ずることができる。

2 前項に規定する届出又は前条第二項において準用する責任制限法第四十七条第五項の規定による届出がされた場合において、当該債権に関する補償を求めるための国際基金に対する訴えが係属するときは、裁判所は、職権で、その訴訟手続の中止を取り消すことができる。

3 (責任制限法の準用)

第三十八条 この法律の規定による責任制限手続については、責任制限法第三章(第九条、第十条、第十六条、第四節、第五十四条及び第六十四条

を除く。)の規定を準用する。この場合において、責任制限法第十三条、第十四条第一項、第十五条、第三十三条及び第四十条第一項中「この法律」とあるのは「油濁損害賠償保障法第三十八条において準用するこの法律」と、責任制限法第十七条第一項中「船舶所有者等又は船長等」とあるのは「船舶所有者(法人である船舶所有者の無限責任社員を含む。)又は保険者等」と、責任制限法第十九条第一項中「第二条第七号」とあるのは「油濁損害賠償保障法第二条第八号」と、責任制限法第四十七条第一項中「制限債権」利害又は不履行による損害賠償若しくは違約金の請求権については、制限債権の調査期日の開始の日までに生じたものに限る。以下この章において同じ。)とあるのは「制限債権」と、責任制限法第五十七条中「並びに制限債権であるときは、その内容及び人の損害に関する債権と物の損害に関する債権との別」とあるのは「及び制限債権であるときは、その内容」と、責任制限法第六十条中「内容並びに人の損害に関する債権と物の損害に関する債権との別」とあるのは「内容」と、責任制限法第六十一条第二項中「内容及び人の損害に関する債権と物の損害に関する債権との別」とあるのは「内容」と、責任制限法第六十六条第一項中「手続外訴訟」とあるのは「債権者及び申立人又は受益債務者間の訴訟(以下「手続外訴訟」という。)」と、責任制限法第七十条第二項中「事項を人の損害に関する債権と物の損害に関する債権との別」とあるのは「内容」と、責任制限法第六十六条第一項中「手続外訴訟」とあるのは「債権者及び申立人又は受益債務者間の訴訟(以下「手続外訴訟」という。)」と、責任制限法第七十条第二項中「事項を人の損害に関する債権と物の損害に関する債権との別」とあるのは「事項を」とあるのは「事項を」と読み替えるものとする。

第六章 雜則

(最高裁判所規則)

第三十九条 この法律に定めるもののほか、責任制限手続に關し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

(船舶先取特權)

第四十条 制限債権者は、その制限債権につき、事故に係る船舶、その属具及び受領していない運送貨の上に先取特權を有する。

(権限の委任)

第四十三条 この法律の規定は、公用に供する船舶については、適用しない。

(適用除外)

第四十四条 この法律の規定は、公用に供する船舶については、適用しない。

2 前項の先取特權は、商法(明治三十二年法律第488号)第八百四十二条第八号の先取特權に準用する。

次ぐ。

第四十五条 第三十八条において準用する責任制限法第二十七条の規定により選任された管理人又は第三十八条において準用する責任制限法第43条第一項の規定により選任された管理人代理がその職務に関し賄賂を收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

2 前項の場合において、收受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その額を追徴する。

3 商法第八百四十三条、第八百四十四条第二項本文及び第三項、第八百四十五条、第八百四十六条、第八百四十七条第一項並びに第八百四十九条の規定は、第一項の先取特權について準用する。

4 第一項の先取特權が消滅する前に責任制限手続開始の決定があつた場合において、その決定を取り消す決定又は責任制限手続廃止の決定が確定したときは、前項において準用する商法第八百四十七条第一項の規定にかかわらず、第一項の先取特權は、その確定後一年を経過した時に消滅する。

(締約国である外國における基金の形成の効果)

第四十二条 責任条約の締約国である外國において責任条約第五条の規定により基金が形成された場合においては、当該基金から支払を受けけることができる制限債権については、その制限債権者は、当該基金以外の船舶所有者又は保険者等の財産に対してその権利を行使することができない。

(最高裁判所の統一)

第四十三条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一 第十三条第一項の規定に違反した者

二 第十三条规定の違反となるようない行行為をした者

三 偽りその他不正の手段により、保障契約証明書の交付又は再交付を受けた者

四 第三十八条において準用する責任制限法第四十条第二項の規定による報告又は書類の提出を求められて、報告をせず、若しくは書類の提出をせず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の書類の提出をした者

五 第四十一条第二項の規定の違反となるようない行行為をした者

六 第四十二条第一項の規定による提示を拒否した者

七 第四十二条第一項の規定による提示を拒否した者

八 第四十二条第一項の規定による提示を拒否した者

九 第四十二条第一項の規定による提示を拒否した者

十 第四十二条第一項の規定による提示を拒否した者

十一 第四十二条第一項の規定による提示を拒否した者

十二 第四十二条第一項の規定による提示を拒否した者

十三 第四十二条第一項の規定による提示を拒否した者

十四 第四十二条第一項の規定による提示を拒否した者

十五 第四十二条第一項の規定による提示を拒否した者

十六 第四十二条第一項の規定による提示を拒否した者

十七 第四十二条第一項の規定による提示を拒否した者

十八 第四十二条第一項の規定による提示を拒否した者

十九 第四十二条第一項の規定による提示を拒否した者

二十 第四十二条第一項の規定による提示を拒否した者

二十一 第四十二条第一項の規定による提示を拒否した者

二十二 第四十二条第一項の規定による提示を拒否した者

二十三 第四十二条第一項の規定による提示を拒否した者

二十四 第四十二条第一項の規定による提示を拒否した者

二十五 第四十二条第一項の規定による提示を拒否した者

二十六 第四十二条第一項の規定による提示を拒否した者

二十七 第四十二条第一項の規定による提示を拒否した者

二十八 第四十二条第一項の規定による提示を拒否した者

二十九 第四十二条第一項の規定による提示を拒否した者

三十 第四十二条第一項の規定による提示を拒否した者

三十一 第四十二条第一項の規定による提示を拒否した者

三十二 第四十二条第一項の規定による提示を拒否した者

三十三 第四十二条第一項の規定による提示を拒否した者

三十四 第四十二条第一項の規定による提示を拒否した者

三十五 第四十二条第一項の規定による提示を拒否した者

三十六 第四十二条第一項の規定による提示を拒否した者

三十七 第四十二条第一項の規定による提示を拒否した者

三十八 第四十二条第一項の規定による提示を拒否した者

三十九 第四十二条第一項の規定による提示を拒否した者

四十 第四十二条第一項の規定による提示を拒否した者

四十一 第四十二条第一項の規定による提示を拒否した者

四十二 第四十二条第一項の規定による提示を拒否した者

四十三 第四十二条第一項の規定による提示を拒否した者

四十四 第四十二条第一項の規定による提示を拒否した者

四十五 第四十二条第一項の規定による提示を拒否した者

四十六 第四十二条第一項の規定による提示を拒否した者

四十七 第四十二条第一項の規定による提示を拒否した者

四十八 第四十二条第一項の規定による提示を拒否した者

四十九 第四十二条第一項の規定による提示を拒否した者

五十 第四十二条第一項の規定による提示を拒否した者

五十一 第四十二条第一項の規定による提示を拒否した者

五十二 第四十二条第一項の規定による提示を拒否した者

五十三 第四十二条第一項の規定による提示を拒否した者

五十四 第四十二条第一項の規定による提示を拒否した者

五十五 第四十二条第一項の規定による提示を拒否した者

五十六 第四十二条第一項の規定による提示を拒否した者

五十七 第四十二条第一項の規定による提示を拒否した者

五十八 第四十二条第一項の規定による提示を拒否した者

五十九 第四十二条第一項の規定による提示を拒否した者

六十 第四十二条第一項の規定による提示を拒否した者

六十一 第四十二条第一項の規定による提示を拒否した者

六十二 第四十二条第一項の規定による提示を拒否した者

六十三 第四十二条第一項の規定による提示を拒否した者

六十四 第四十二条第一項の規定による提示を拒否した者

六十五 第四十二条第一項の規定による提示を拒否した者

六十六 第四十二条第一項の規定による提示を拒否した者

六十七 第四十二条第一項の規定による提示を拒否した者

六十八 第四十二条第一項の規定による提示を拒否した者

六十九 第四十二条第一項の規定による提示を拒否した者

七十 第四十二条第一項の規定による提示を拒否した者

七十一 第四十二条第一項の規定による提示を拒否した者

七十二 第四十二条第一項の規定による提示を拒否した者

七十三 第四十二条第一項の規定による提示を拒否した者

七十四 第四十二条第一項の規定による提示を拒否した者

七十五 第四十二条第一項の規定による提示を拒否した者

七十六 第四十二条第一項の規定による提示を拒否した者

七十七 第四十二条第一項の規定による提示を拒否した者

七十八 第四十二条第一項の規定による提示を拒否した者

七十九 第四十二条第一項の規定による提示を拒否した者

八十 第四十二条第一項の規定による提示を拒否した者

八十一 第四十二条第一項の規定による提示を拒否した者

八十二 第四十二条第一項の規定による提示を拒否した者

八十三 第四十二条第一項の規定による提示を拒否した者

八十四 第四十二条第一項の規定による提示を拒否した者

八十五 第四十二条第一項の規定による提示を拒否した者

八十六 第四十二条第一項の規定による提示を拒否した者

八十七 第四十二条第一項の規定による提示を拒否した者

八十八 第四十二条第一項の規定による提示を拒否した者

八十九 第四十二条第一項の規定による提示を拒否した者

九十 第四十二条第一項の規定による提示を拒否した者

九十一 第四十二条第一項の規定による提示を拒否した者

九十二 第四十二条第一項の規定による提示を拒否した者

九十三 第四十二条第一項の規定による提示を拒否した者

九十四 第四十二条第一項の規定による提示を拒否した者

九十五 第四十二条第一項の規定による提示を拒否した者

九十六 第四十二条第一項の規定による提示を拒否した者

九十七 第四十二条第一項の規定による提示を拒否した者

九十八 第四十二条第一項の規定による提示を拒否した者

九十九 第四十二条第一項の規定による提示を拒否した者

一百 第四十二条第一項の規定による提示を拒否した者

一百零一 第四十二条第一項の規定による提示を拒否した者

一百零二 第四十二条第一項の規定による提示を拒否した者

一百零三 第四十二条第一項の規定による提示を拒否した者

一百零四 第四十二条第一項の規定による提示を拒否した者

一百零五 第四十二条第一項の規定による提示を拒否した者

一百零六 第四十二条第一項の規定による提示を拒否した者

一百零七 第四十二条第一項の規定による提示を拒否した者

一百零八 第四十二条第一項の規定による提示を拒否した者

一百零九 第四十二条第一項の規定による提示を拒否した者

一百一〇 第四十二条第一項の規定による提示を拒否した者

一百一一 第四十二条第一項の規定による提示を拒否した者

一百一二 第四十二条第一項の規定による提示を拒否した者

一百一三 第四十二条第一項の規定による提示を拒否した者

一百一四 第四十二条第一項の規定による提示を拒否した者

一百一五 第四十二条第一項の規定による提示を拒否した者

一百一六 第四十二条第一項の規定による提示を拒否した者

一百一七 第四十二条第一項の規定による提示を拒否した者

一百一八 第四十二条第一項の規定による提示を拒否した者

一百一九 第四十二条第一項の規定による提示を拒否した者

一百二十 第四十二条第一項の規定による提示を拒否した者

一百二十一 第四十二条第一項の規定による提示を拒否した者

一百二十二 第四十二条第一項の規定による提示を拒否した者

一百二十三 第四十二条第一項の規定による提示を拒否した者

一百二十四 第四十二条第一項の規定による提示を拒否した者

一百二十五 第四十二条第一項の規定による提示を拒否した者

一百二十六 第四十二条第一項の規定による提示を拒否した者

一百二十七 第四十二条第一項の規定による提示を拒否した者

一百二十八 第四十二条第一項の規定による提示を拒否した者

一百二十九 第四十二条第一項の規定による提示を拒否した者

一百三十 第四十二条第一項の規定による提示を拒否した者

一百三十一 第四十二条第一項の規定による提示を拒否した者

一百三十二 第四十二条第一項の規定による提示を拒否した者

一百三十三 第四十二条第一項の規定による提示を拒否した者

一百三十四 第四十二条第一項の規定による提示を拒否した者

一百三十五 第四十二条第一項の規定による提示を拒否した者

一百三十六 第四十二条第一項の規定による提示を拒否した者

一百三十七 第四十二条第一項の規定による提示を拒否した者

一百三十八 第四十二条第一項の規定による提示を拒否した者

一百三十九 第四十二条第一項の規定による提示を拒否した者

一百四十 第四十二条第一項の規定による提示を拒否した者

一百四十一 第四十二条第一項の規定による提示を拒否した者

一百四十二 第四十二条第一項の規定による提示を拒否した者

一百四十三 第四十二条第一項の規定による提示を拒否した者

一百四十四 第四十二条第一項の規定による提示を拒否した者

一百四十五 第四十二条第一項の規定による提示を拒否した者

一百四十六 第四十二条第一項の規定による提示を拒否した者

一百四十七 第四十二条第一項の規定による提示を拒否した者

一百四十八 第四十二条第一項の規定による提示を拒否した者

一百四十九 第四十二条第一項の規定による提示を拒否した者

一百五十 第四十二条第一項の規定による提示を拒否した者

一百五十一 第四十二条第一項の規定による提示を拒否した者

一百五十二 第四十二条第一項の規定による提示を拒否した者

一百五十三 第四十二条第一項の規定による提示を拒否した者

一百五十四 第四十二条第一項の規定による提示を拒否した者

一百五十五 第四十二条第一項の規定による提示を拒否した者

一百五十六 第四十二条第一項の規定による提示を拒否した者

一百五十七 第四十二条第一項の規定による提示を拒否した者

一百五十八 第四十二条第一項の規定による提示を拒否した者

一百五十九 第四十二条第一項の規定による提示を拒否した者

一百六十 第四十二条第一項の規定による提示を拒否した者

一百六十一 第四十二条第一項の規定による提示を拒否した者

一百六十二 第四十二条第一項の規定による提示を拒否した者

昭和五十年七月十一日印刷

昭和五十年七月十二日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局

P